

平成 19 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 19 年 9 月 12 日（水曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 佐藤 恵子 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1 名）

2 番 伊藤 功一郎 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 高橋 弘

市長公室長 澁谷 大司

総務部長 板橋 正晃

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 相澤 明

建設部長 後藤 孝

下水道部長 鈴木 建治

総務部次長(兼)総務課長 内海 啓二

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 本郷 義博

建設部次長(兼)都市計画課長 佐藤 昇市

施設課長 佐藤 実

下水道課長 鈴木 典男

会計管理者(兼)会計課長 大友 辰夫

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

上水道部長 鈴木 建治

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(行政経営担当) 菅野 昌彦

市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

---

午前 10 時 00 分 開会

○議長（阿部五一）

おはようございます。

きょうからいよいよ本年第3回定例会が開催されるわけでありますけれども、季節の変わり目でもありますので、体調を整えながら、本議会を乗り切っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

なお、今のところ冷房が入っていないようでありますので、暑い方はどうぞ上着をとっていただいて結構でございます。

これより平成19年第3回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第99条の規定により、議長において板橋恵一議員及び藤原益栄議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部五一）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月27日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

---

○議長（阿部五一）

この際、諸般の報告をいたします。

本日、2番伊藤功一郎議員から、本日の会議に出席できない旨、会議規則第2条の規定により、届け出がありました。

以下、諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 3 行政の報告

○議長（阿部五一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第 3 回定例会が開催されるに当たり、市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、先決処分 1 件、人事 2 件、条例 4 件、補正予算 6 件、その他 5 件であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第 2 回定例会以降、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、台風 9 号に関する警戒対応状況等につきまして御報告いたします。

台風の接近が 7 日昼ごろと予想されていたため、前日の午後 2 時 30 分に防災緊急対策会議を開催し、対応策を協議しました。

これにより、全職員を自宅待機とするとともに、市民に対しては防災広報装置や公用車による広報のほか、消防団による警戒広報を実施しております。

また、同日午後には、東部仙台に大雨、洪水、波浪警報が発令されたことを受け、6 日深夜から 7 日早朝にかけて交通防災課職員による警戒態勢に入りました。

その後、7 日午前 8 時に、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、各部による被害状況の把握やエリア配備職員による情報収集、警戒広報を実施いたしました。

被害状況につきましては、机上にお配りしたとおりでございますが、幸いにも人的被害はなく、10 日午前 9 時現在で、トタン屋根の剥離など、住宅等の被害が 7 件、農業用ハウスの一部損壊が 3 件、園路灯の倒壊など公共施設等の被害が 5 件、倒木被害 9 件の計 24 件となっております。

それでは、次に、市長公室について申し上げます。

まず、行政経営関係ですが、7 月 31 日に、市役所 6 階会議室において、講師に内閣官房内閣審議官及び内閣府大臣官房審議官の岡本全勝氏を迎え、「地方分権後の地方公共団体のあるべき姿と新しい公共～今後公務員が果たすべき役割は～」と題した行政改革セミナーを開催いたしました。

議員の皆様を初め、行政区長や行政改革推進委員の方にも参加をいただき、市職員を含めて 168 名の参加がありました。

次に、プロジェクト推進関係ですが、今月 5 日の説明会で御報告したとおり、企業立地促進法に基づく「みやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画」を、宮城県及び 5 市 8 町 1 村とともに作成し、7 月 30 日に経済産業大臣から同意をいただきました。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係ですが、7 月 6 日に優良建設工事表彰に係る選考委員会を開催し、55 件の該当の中から 4 件を選考し、8 月 8 日に表彰式を行いました。

職員による交通事故を未然に防止する取り組みとして、多賀城北日本自動車学院から講師を招き、8 月 9 日と 21 日に交通安全講習会を開催しました。延べ 350 人の職員が受講し、交通ルールや運転操作の基礎を再確認するとともに、事故を誘発する心理的な要素について学びました。

新たな財源確保に係る取り組みとしての国府多賀城駅自由通路内への広告掲示につきましては、広告の募集から掲示、撤去までの一連の業務を担う広告代理店が 8 月に決定しております。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、市民活動の促進と市民活動団体の自立支援を目的とした市民活動団体助成金につきましては、7 月 19 日に昨年度助成対象となった団体の成果報告会と、本年度応募した団体の公開プレゼンテーションによる審査会を行いました。

審査の結果、父親の子育て参加を通して、地域活動の促進に取り組む団体や、史跡を生かしたまちづくりを進める団体など、合計 6 団体に助成金を交付しました。

私が各地域を回る「おばんです懇談会」、そして市役所ロビーなどで市民の皆様と懇談する「市長と話そう 気軽にちょっと茶っと」につきましては、「おばんです懇談会」は、今までに合計 8 回の開催で、延べ 372 名の方の参加を、「気軽にちょっと茶っと」は、10 回の開催で延べ 105 名の方の参加をいただいております。

次に、交通防災課関係ですが、交通関係につきましては、交通安全母の会が中心となり、「ザ・祭り in 多賀城」や地区の盆踊りなどで啓発品を配布し、「飲酒・無謀運転の根絶」の呼びかけを行いました。

防犯関係につきましては、7 月 14 日に、防犯協会連合会の会員、JR 多賀城駅員、塩釜警察署員及び市職員ら 65 名が駐輪場クリーンアップ大作戦を行いました。これは自転車盗難抑止活動の一環として、旧長崎屋の北側駐輪場や通路から、放置自転車を一掃したもので、最終的には所有者が判明しない 230 台を撤去いたしました。

また、7 月 26 日に、防犯協会連合会の会員や青少年補導員、塩釜警察署員ら 42 名が、多賀城駅周辺等一斉パトロールを行い、遊戯場界隈のパトロールや多賀城駅、大型スーパーでの啓発用チラシの配布などを行い、盗難防止と非行防止を呼びかけました。

犯罪のない、明るい多賀城市を目指し、制定を進めている「(仮称) 防犯まちづくり条例」につきましては、8 月 20 日に第 1 回策定会議を開催し、防犯関係諸団体、学校関係及び事業者等を代表する方から御意見をいただきました。今後も防犯関係諸団体等の意見を踏まえて、条例案を策定することとしております。

また、宮城県「安全・安心まちづくり地域ネットワークモデル地区」として、高崎中学校区が指定されたことを受けて、8 月 29 日に「第 1 回防犯まちづくり地域ネットワークモデル推進会議」を開催いたしました。

今後、情報の共有化や地域の安全点検、安全マップづくりを推進していくために、地域の防犯関係団体及び学校関係の代表者の方々と意見交換を行いました。

消防関係につきましては、平成 16 年 11 月 22 日以来、本市では全焼火災が発生しておらず、先月 18 日に全焼火災発生ゼロ 1,000 日を達成いたしました。この記録を 1 日でも長く更新し続けるよう、今後とも消防署等と連携し、市民の防火意識の高揚に努めてまいります。

防災関係につきましては、今月 1 日に陸上自衛隊多賀城駐屯地を主会場として、「平成 19 年度 9.1 総合防災訓練」を実施しました。県内外から約 6,000 名の方々が参加され、また、防災関係機関や自主防災組織等による 31 種目の訓練が行われました。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係ですが、次世代を担う市内の小学生を対象として、環境の大切さを学ぶ自然観察教室を 7 月 31 日に、太白山自然観察の森で開催いたしました。39 名の参加者には、大変暑いさなかではありましたが、自然と触れ合い、観察マップをつくることで、自然の持つ大事な役割を実感していただきました。

次に、納税課関係ですが、7 月 1 日から協同組合スタンプ会の「わが史都角（まちか〜ど）の満点カード」と「共通商品券」による市税や公共料金などの収納を開始いたしました。7 月 31 日現在での利用状況は、市・県民税や水道料金などの 6 種目で合計 7 件、31 万 8,500 円となっております。

次に、農政課関係ですが、米の生産調整につきましては、6 月と 7 月に現地調査を 2 回実施し、作付配分目標を達成することが確認できました。

また、水稻の生育状況につきましては、梅雨明け以降は高温が続き、平年より早い穂ぞろいとなっており、東北農政局の発表によると、8 月 15 日現在の宮城県中部の作況指数は 99 から 101 の平年並みとなっております。

次に、商工観光課関係ですが、「第 21 回多賀城跡あやめまつり」が 6 月 24 日から 7 月 8 日までの 15 日間、あやめ園において開催され、およそ 6 万 800 名の来場者がありました。

なお、6 月 30 日には友好都市である天童市の物産販売が行われました。

また、同時開催した「第 20 回あやめ俳句大会」においては、特に小・中学生からの応募が多くなっており、例年の 2 倍を上回る 1,863 句の投句がありました。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、社会福祉課関係ですが、本年 3 月に策定した多賀城市地域福祉計画を普及し、地域福祉社会を構築するための「勉強と対話の機会」として、「地域福祉出前講座」を開催しております。広報誌で募集をしましたところ、これまでに 2 団体から要請があり、実施しております。今後とも、ともに支え合いながら、安心・安全のまちづくりを進めようとする地域福祉の普及推進に努めてまいります。

次に、こども福祉課関係ですが、子育て支援の一環として実施する「（仮称）たがじょう子ども生活塾」につきましては、保護者の意向を確認するため、市内小学生の保護者全員を対象としたアンケートを行い、現在その集計、分析を行っております。

福祉施設の耐震化につきましては、あかね保育所と鶴ヶ谷児童館の耐震診断を6月と7月に発注しております。また、鶴ヶ谷保育所と笠神保育所につきましては、現在、耐震改修設計業務を実施しており、今年度中に耐震改修工事を終了する予定です。

次に、健康課関係ですが、6月4日から7月31日まで基本健康診査、肝炎ウイルス検査、結核、肺がん検診などの各種検診を実施し、延べ2万34名の方が受診されました。

次に、介護福祉課関係ですが、平成18年度に導入された地域密着型サービスにつきましては、6月に大代地区の小規模多機能型居宅介護施設「美の里（みのり）」を指定しております。また、平成20年4月に下馬地区で開始予定の小規模特別養護老人ホームにつきましては、6月に事業者を選定しております。

この施設を含め、今後新たに選定する小規模多機能型居宅介護施設に対しては、国の地域介護・福祉空間整備等交付金を活用し、合計5,500万円の補助金を交付する予定です。

次に、介護支援室関係ですが、介護予防事業につきましては、新規事業である認知症の専門相談事業を6月から毎月第3月曜日に、老人憩の家で実施しております。

また、地域における介護予防の担い手となる介護予防サポーターの育成事業として、「多賀城元気モリモリサポーター養成講座」の第1回目を、6月から8月にかけて開催しました。「地域を元気にしよう！」というテーマを設け、講座に参加された32名の方とともに、365歩のマーチの曲に合わせた「多賀モリ体操」を創作いたしました。今後はこの「多賀モリ体操」を通じ、介護予防サポーターとして地域で活躍いただくこととなります。

次に、国保年金課関係ですが、8月下旬から、生活習慣病の一次予防を推進して、医療費を抑制することを目的とする「国保ヘルスアップ事業」を健康課と連携して開催し、これまでに88名の参加がありました。これは健康診査の結果などに応じた4コースの健康教室を開催し、メタボリックシンドロームの改善を図るものです。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、木造住宅震災対策事業の耐震診断士派遣につきましては、これまでに7件実施しておりますが、予定数に達しておりませんので、8月16日から再募集を行っております。

また、耐震改修工事助成につきましては、申し込みがありませんでしたので、避難弱者世帯5件と一般世帯5件について、同じく再募集を行っております。

次に、道路課関係ですが、補助事業につきましては、市道新田高崎線（都市計画道路新田南錦町線）、都市計画道路高崎大代線、市道留ヶ谷線について、用地買収4件、物件移転補償3件の契約を締結しております。

また、平成18年度繰越事業としては、都市計画道路高崎大代線の用地買収及び物件移転補償が完了しております。

単独事業につきましては、市道高橋八幡線道路改良工事が今月下旬に完成予定のほか、市道の道路改良5路線、歩道整備工事を1路線発注しております。

また、橋梁維持関係につきましては、高橋跨線橋の耐震補強設計業務委託を発注しております。

次に、教育部について申し上げます。

まず、学校教育課関係ですが、7月20日に大郷町で小学6年生の女子児童が、登校途中に学校前の道路で男に刃物で刺された事件を受けて、登下校時の安全確保、校地・校舎内巡視、学校内における安全確保等、市内小中学校の危機管理マニュアルの再点検を行っております。

また、スクールガードリーダーや地域の学校安全ボランティアとの連携をさらに強化するとともに、緊急時における児童・生徒の引き渡し訓練を実施するなど、児童・生徒の安全確保に努めております。

東北学院大学が、文部科学省の委託を受けて実施する「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」について、同大学から後援及び協力の要請がありました。この事業は、学校における理科離れを食いとめるために、先端科学や児童・生徒を引きつける面白い実験など、体系的な楽しい理科教育の提案を行おうとするものです。

本市としても、同大学との連携を進めていく観点から、市内小中学校の理科の教員に受講させる予定であります。

次に、生涯学習課関係ですが、青少年育成事業につきましては、ジュニアリーダー初級研修を8月1日から3日までの2泊3日の日程で、国立花山少年自然の家で開催し、市内中学校の1年生8名が参加しました。

また、ワンパクスクールを8月21日から24日までの3泊4日の日程で、志津川自然の家で開催し、市内小学校の5、6年生25名が参加しました。

スポーツ関係につきましては、第20回多賀城市民総合スポーツ大会の行政区対抗種目が8月19日に終了し、総合順位は、優勝が新田一区、準優勝が八幡上二、第3位が八幡上一となりました。

また、8月25日に、史都多賀城万葉まつり実行委員会主催による「第4回野田の玉川あんどんまつり」が開催されました。遊歩道に200個の手づくりあんどんが並べられ、琴の調べや古代の横笛演奏に、会場は幻想的な雰囲気になりました。

次に、文化財関係ですが、6月27日に文化センター小ホールにおいて、講師に前東北歴史博物館長の工藤雅樹氏を迎え、「多賀城から平泉まで」と題した多賀城市歴史講演会を開催し、約300名の参加がありました。

最後に、選挙管理委員会について申し上げます。

第21回参議院議員通常選挙が7月29日に執行されました。啓発につきましては、明るい選挙推進協議会の協力を得て、あやめまつりでの啓発物資の配布や、各地区での統一した啓発運動等を積極的に実施し、投票率は宮城県選挙区で56.74%と前回を上回る結果となりました。

なお、開票時間の短縮にも取り組み、宮城県選挙区が1時間28分で、前回より1時間15分の短縮、比例代表が3時間43分で、前回より1時間2分の短縮となっております。

以上、第2回定例会以降、今日までの行政の概要を申し上げますが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら、市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



○議長（阿部五一）

日程第 4、議案第 54 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 54 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは平成 19 年 5 月 1 日に、野田の玉川遊歩道において発生した負傷事故について、事故の相手方と和解し、及び損害賠償の額の決定をするに当たり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。

なお、詳細は下水道部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

下水道部長。

○下水道部長（鈴木建治）

それでは、資料 2 の 1 ページをお開き願います。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

1 の、事故発生の日時でございますが、平成 19 年 5 月 1 日午前 11 時 10 分ごろでございます。

2 の、事故の状況でございますが、野田の玉川遊歩道をベビーカーを押して通行しようとしていた相手方は、同遊歩道の入り口に設置されていた車どめを避け、遊歩道に入ろうとした際、当該入り口付近の段差に左足を取られ、捻挫したものでございます。

この段差は、野田の玉川遊歩道内の植栽を撤去したことにより生じたものであり、埋め戻し等による段差の解消は行っていなかったものでございます。

3 の、事故の原因でございますが、本件事故は、事故の状況のとおり、野田の玉川遊歩道管理上の瑕疵に起因して発生したものと認められるものでございます。

4 の、損害賠償の額でございますが、治療費及び通院交通費を合わせて 2 万 9,110 円でございます。

5 の、和解でございますが、相手方と円滑に交渉が進み、本件事故に関し、損害賠償金のほか、何ら債権債務がないことを相互に確認し、平成 19 年 8 月 30 日に示談が成立してございます。

なお、本件事故を受け、野田の玉川遊歩道全線を点検し、段差のあったところについては既に改修をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今、説明で、既に遊歩道については点検して、安全を確認し、不安全なところについては対策を講じたという説明でしたので、あえてそれについては問うわけではございませんが、埋め戻し等の段差解消があったということは、この工事はいつ行われて、そういう点についてどのような仕組みで点検をしておられるのか、その仕組みについてお伺いしたいと思います。

○下水道部長（鈴木建治）

この事件の発生につきましては、ごらんのとおり5月1日ということでございます。早速当事者から電話をいただきました。現場を確認したところ、当時の遊歩道に付随して、約35センチの植栽帯を設けておりました。その植栽帯の植樹が枯れたという時点で、その枯れた部分を、部分的に取っていった状況で、遊歩道と植栽帯の一番下との段差が約10センチほど、ですから、35センチの10センチで、場所によっては2メートルから3メートルの箇所があったと。その1カ所にこの当事者が足を取られたということですので、状況として、5月の7日でしたか、1週間以内ということで、段差をその深さ分、砂で埋め戻して、段差を解消したという状況でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それはわかったのです。やったというのは。この工事がいつ行われて、どの程度放置されていたのか。こういう工事が終わったら、工事というか、そういう後に、当局はどのようなチェック体制を持っているのか。これは多分、チェックさえしていれば、こういう問題は起きなかったのではないかとというふうに感じられるものですから、その辺の体制についてどうなっているのかをお聞きしているわけです。

○議長（阿部五一）

下水道部長。

○下水道部長（鈴木建治）

この野田の玉川の工事そのものについては、平成元年から平成3年までの間で野田の玉川の施設をつくったという状況です。

それで、野田の玉川は、ごらんのとおり約1,200メートルの延長ということですが、その部分に付随してその植栽帯を設けたということで、その後の管理状況ということなのですが、放置しているということではなくて、随時、当然、毎年維持管理、清掃等がありましたので、担当の部署においてはそれなりに管理をしておりましたけれども、厳密に、詳細にということになりますと、このような結果を招いたということ踏まえると、その辺の点検の不備があったということ認めざるを得ないと思います。

今後は、このようなことのないように、担当の方には、随時植栽帯についても確認しながら、管理ということを指示しております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

これは下水道の、たまたま野田の玉川で起きた事故だと思いましたが、公共関係、いわば道路も含めて、こういう問題が数多く発生する場合があります。

ですので、そういう管理体制というものは、しっかりとしていかなければいけない状況にあるのではないかというふうに思います。

あわせて、特にいろいろな市民の要望があると、財政厳しい折、敏速に対応できないという問題はあるとは思いますが、少なくとも公共の道路なりそういうものの安全性というものを、市民に安全に利用できるような体制づくりというのは、少なくともやっていかなければいけない課題ではないかというふうに思いますので、この事故を教訓にして、市全体で、このような問題が発生しないように、きちんとした点検活動、チェック活動をし、問題のところは早期に改善をするという手法を組んでほしいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 54 号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

---

日程第 5 議案第 55 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（阿部五一）

日程第 5、議案第 55 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 55 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。これは平成 19 年 9 月 30 日をもって任期満了となる氏家紘一委員の後任として、鈴木ヒトミ氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、資料 2 の 2 ページ以降に、現在の委員名簿及び鈴木ヒトミ氏の経歴書を添付しておりますので、御参照願います。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

氏家先生の後任ということなのですが、地域的に、大代近辺からどなたか探したというようなことはないのでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

前任者が大代だから、大代からというような選定の仕方はしませんでした。

ただ、5 人のうち、女性の方が今まで 1 名だったのですけれども、2 名ということで、男性 3 名、女性 2 名というような、そういうことは意識しながら選定をしたものでございます。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 55 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第 6 議案第 56 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（阿部五一）

日程第 6、議案第 56 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 56 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、これは平成 19 年 9 月 30 日をもって任期満了となる跡邊三夫委員の後任として、高橋利夫氏を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

なお、資料 2 の 4 ページ以降に、現在の委員名簿及び高橋利夫氏の経歴書を添付しておりますので、御参照願います。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 56 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第 7 議案第 57 号 政治倫理の確立のための多賀城市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 7、議案第 57 号 政治倫理の確立のための多賀城市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 57 号 政治倫理の確立のための多賀城市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行条例において引用している文言等について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（澁谷大司）

それでは、政治倫理の確立のための多賀城市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について御説明をします。

資料2の6ページの方をごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴うものであり、第2条第1項第5号につきましては、これまで第6号の有価証券とは別に報告が義務づけられていた金銭信託につきましては、法改正により、「みなし有価証券」としての取り扱いを受けることとなり、次の号の「有価証券」を含め、報告することとなったため、この規定を削除するものでございます。

次に、第6号の改正につきましては、「証券取引法」が「金融商品取引法」に改められたことから、文言の整理を行い、第5号の削除に伴い、以下、号の繰り上げを行うものでございます。

改正条例の施行日につきましては、証券取引法等の一部を改正する法律の施行日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 58 号 多賀城市都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 8、議案第 58 号 多賀城市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○菊地市長

議案第 58 号 多賀城市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。これは去る 9 月 5 日に開催しました議員説明会においても説明申し上げましたとおり、中央公園サッカー場の設置、多賀城公園野球場の使用料の改定及びこれらの公園施設の管理を指定管理者に行わせることに関して、現行条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

それでは、資料 2 の 7 ページをお開き願います。

議案第 58 号関係資料、多賀城市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明させていただきます。

まず、改正の趣旨につきましては、ただいま市長が提案理由で申し上げたとおりでございますけれども、中央公園のサッカー場を供用開始すること、多賀城公園野球場の料金を改正すること、さらに、両運動施設を指定管理者にゆだねることができるようにする改正でございます。

目次の、第 1 条から第 6 条までは省略いたします。

第 7 条第 1 項は、市が管理する公園のうち、市長の許可を必要とする公園施設を定めるものです。

ここで 11 ページをお願いいたします。

別表第 1、市長の許可を必要とする公園施設に、今回、中央公園のサッカー場を追加するものでございます。



ここで、ページが行ったり戻ったりしよっちゅうするものですから、その辺、御了承願いたいと思います。

次に、7ページに戻っていただきたいと思います。

第7条第2項ですが、規則で定めておりました利用時間、休業日について、指定管理者制度を導入するに当たって、指定管理者が行う管理の基準を明確にしておく必要があることから、条例に組み入れるものです。

もう一度11ページをお願いいたします。

別表第2表でございます。多賀城公園については、従前のおりでございます。

中央公園につきましては、サッカー場の利用時間と休業日を新たに定めるものでございます。

また7ページに戻っていただきたいと思います。

第7条第3項ですが、有料公園施設を定めるものでございます。

大変申しわけありません。再度11ページをお願いします。

別表第3、有料公園施設の表がありますが、次のページをお願いします。12ページの左上でございます。今回、中央公園のサッカー場を追加するものでございます。

もう一度7ページに戻っていただきたいと思います。

第8条関係ですが、第1項は、字句の整理です。

第2項に、社会体育施設条例と整合を図り、新たに許可しない基準を明確にするための条項を設けました。

8ページをお願いいたします。

第3項には、許可に条件を付すことができる条項を設けました。

第4項は、字句の整理です。

第9条から第11条は省略いたします。

次に、第12条第1項ですが、「別表第1」を「別表第4」に改め、第2項は字句の整理と「別表第2」を「別表第5」に改めるものです。

そこで、別表5でございますが、12ページをお開き願いたいと思います。

左下にございます使用料ですが、これはさきの説明会で説明しておりますので、ここでは省略させていただきます。

また8ページにお戻り願いたいと思います。

次に、第13条ですが、利用許可に係る字句の整理でございます。

第14条から第21条までは省略いたします。

次に、第22条関係ですが、9ページの方でございます。第1項第1号から第4号までは省略いたします。

第 5 号ですが、これは公園管理者から監督処分を受けたときの規定で、字句の整理でございます。

次に、第 23 条、第 24 条については省略します。

次に、第 25 条から第 27 条まで、指定管理者に関する規定を新たに設けました。

まず、第 25 条第 1 項は、有料公園施設を指定管理者に管理を行わせることができることとし、その業務の内容を規定しております。

次に、第 2 項ですが、指定管理者は、市長の承認を得て、利用日、利用時間などを変更する規定でございます。

次に、第 3 項は、指定管理者への読みかえ規定です。

第 4 項は、指定管理業務を開始する前に、使用許可を得た者は、指定管理者の許可を受けたこととみなす規定でございます。

10 ページをお願いいたします。

第 26 条は、指定管理者が業務を遂行する上で遵守すべき法律、条例などを規定したものです。

次に、第 27 条第 1 項ですが、利用許可を受けた者は、有料公園の利用料金を指定管理者に納める規定です。

第 2 項ですが、指定管理者は、利用料金を市長の承認を得て、条例の範囲内で定めることができる規定でございます。

第 3 項は、利用料金は、指定管理者の収入とする規定です。

第 4 項は、利用料金の返還規定です。

第 5 項ですが、指定管理者は、利用料金を減免できる規定です。

第 28 条からは、条ずれですので省略いたします。

ここで、資料 1 の 13 ページをお願いいたします。

附則でございます。

第 1 項は、施行期日でございます、「平成 20 年 4 月 1 日から施行する」ものでございます。

第 2 項は、準備行為でございます。14 ページをお願いいたします。これは、施行日以前において、指定管理者が利用時間、利用日及び利用料金を定めることについての手続などができるようにする規定でございます。

第 3 項は経過措置でございます。「この条例の施行日の前にされた申請に基づく有料公園施設の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による」とするものでございます。

第 4 項は、罰則に関する経過措置でございます。「この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による」とするものでございます。

以上で、多賀城市都市公園条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、先日配付しておりました、さきの説明会に基づく追加資料、A4の1枚な  
のですけれども、これについて御説明させていただきます。よろしいでしょうか。

表が三つ記載されております。

上の表が、中央公園サッカー場の年間使用時間を計算したものです。

中段の表が、中央公園サッカー場の年間委託料の内訳となっております。

下の表が、平成18年度における多賀城公園野球場の委託料の内訳となっております。

それでは、まず、一番上の表から説明いたします。

年間の使用料を計算するに当たりまして、中央公園のスポーツ施設が完成したときの利用  
状況を推測したものでございます。

初めに、年間を通しまして、利用可能な日数を算定するために、70%の利用率を設定いた  
しました。

次に、平日、土日休日の区分ごとの日数にこの利用率を掛けた数字を、年間利用件数とい  
たしました。そして、平日は、1日のうち2時間は使ってもらえるものとして、また、土日  
休日は練習試合や大会などで6時間は使ってもらえるものとして設定いたしました。さら  
に、年間利用件数に1回の利用時間を掛けたものが、延べ利用時間として計算したもので  
ございます。その合計が836時間となったものでございます。

次に、中央公園サッカー場の年間委託料の内訳について御説明申し上げます。

委託料は、サッカー場の管理を開設と同時に指定管理によるものとして算出してあります。  
サッカー場の維持費に係る費用を見積もった額の合計額を、指定管理者に支払う場合は、  
委託料として計上することとしたものでございます。

項目ごとの内容や金額の説明は省略させていただきます。

次に、平成18年度のも賀城公園野球場の委託料の内訳でございますが、利用者現地対応業  
務と施設維持管理業務の二つについて御説明申し上げます。

あとの業務は、各設備の保守点検とスポーツトラクターを中央公園から回送する業務です  
ので、詳細の説明は省略させていただきます。

初めに、利用者現地対応業務ですが、駐車場や本部棟のかぎのあけ閉めや、ベースの出し  
入れなどの準備や後片づけ作業、事前事後の施設の点検、また、初めて利用する方には、  
利用方法の説明など、野球場利用者が快適に利用できるような環境を整えるような業務も含  
まれております。

次に、施設維持管理業務ですが、主な内容は、観覧席、ダッグアウト、本部室、トイレ、  
更衣室など、野球全般の施設清掃や、部分的な簡易な修繕、それからグラウンド整地、外  
野のグラウンドの草取り、落ち葉拾い、あとオフシーズンの施設整備などとなっております。

また、多賀城公園全体を管理する業務もありますが、この委託料には含まれておりません。

以上で追加資料の説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

一つは、資料2の10ページの、第27条の利用料金の第5項なのですけれども、「指定管理者は、規則の定めに該当すると認めるときは、利用料金の全部または一部を免除することができる」というふうになっています。これは、条例というのは、いわゆる、これ以上取ってはいけないというものを決めるわけですが、それ以外で、指定管理者はできると。そうしますと、議会の関与等は一切なくなるわけですね。この範囲では。

この公平性の担保というのが、どういうふうに保たれるのかということなのですけれども、その点についてはいかがでしょう。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

公平性と申しますか、今回、指定管理者につきましても、きちんと議会の方で、決まった場合には、それなりに報告なり、承認をもらうと、そういう関係がございますので、平等性といいますか、そういう意味では、市が関与しなくても、そちらの方で十分対応できると、そのように感じております。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

いいですか。条例は議会が関与できるのですね。条例は議会が可決しなかったら条例が成立しないわけです。その条例に、第27条第5項に、「指定管理者は、規則の定めに該当すると認めるときは、利用料金の全部または一部を免除することができる」となっているわけです。そうすると、實際上、これはもう議会は関与できないということになりますね。（「はい」の声あり）ですから、規則を別個に定めたときに、議会に説明するという意味なのですか。それがちょっとまだわからないのですけれども。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

これらにつきましては、今言われたように、規則の方できちんとうたっていることとなります。

規則の場合は、議会の方に報告するというようなことはないと思っております。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

ですから、議会が知らないうちに、いやいや、あそこも減免、ここも減免というような話に、だけれどもあそこはならないとか、あり得るのではないですか。そういうところには指定管理しないとは思いますが、ちょっと議会が全然わからないうちに、そういうふうなことになっているということがあり得るのではないかと、これだと。しかも規則はいちいち議会に報告しないのでしょうか。今の答弁ですと。ですから、ちょっとこれはどうなのかなというふうに思ったのですけれども、全然見えなくなってしまう。議会としては。

もしこれを設けるのでしたら、議会にも、規則を定めたときには必ず報告しますとかというふうに言ってもらわないと、ちょっとこれは承服できません。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

今までも、体育施設の規則とかそういう関係で、減免の規定などはきちんとなっておりま  
すので、それとあわせてこれも行うようになると思います。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

今までもそうやってきたということですか。そうすると、その基準等は規則で定めますか  
ら、それは例規集を配りますから、それはきちんとチェックしておいてくださいという意  
味なのですか。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

今でも規則があるのです。御存じだとは思うのですけれども、体育施設の施行の規則です  
が。今回、一応本議会で議決になれば、今度、教育委員会の方とその辺の減免とかいろ  
んな規則に関して打ち合わせをしながら、整合を図って、きちんとやっていくと。そのよ  
うなことでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

ですから、規則になると当局が勝手に決められるわけです。それは仕組みとしてはそう  
なのですが、こういうふうにしましたというのは、議会にきちんと言ってくださいという話  
をしているのです。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

今おっしゃられるとおり、我々の方でも、規則だからといって、やたらめったら決めるつもりはございませんし、それを議会に対する報告につきましては、一つの場面としては、予算審議あるいは決算審議をしていただくときに、減免については、使用料その他の中でそれぞれ御審議をいただく、そういう場面がございますので、そういった機会もとらえて、それぞれ議会の方には御報告を申し上げたいと思っております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、この料金改定をやることによって、全体の増収額というのは幾らになる見込みなのかということなのですが。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

野球場の方につきましては、これで大体計算しますと、年間 22 万 5,000 円ほどの増収となります。

また、中央公園の方につきましては、推計ですけれども、先ほど説明しました利用時間と金額を乗じますと、54 万円くらいになるのですけれども、そこから若干減免とかそういうものもあるだろうというようなことで、今のところは 43 万円くらいを見込んでおります。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、この間、説明会のときに、こういった施設については、公費、いわゆる税金で負担する分が 25%なのだと。したがって、75%を料金でいただくのだと、そういう説明だったですね。

それを言うことになると、しかも 3 年に 1 回見直しということになりますと、コストを計算をして、費用の 75%まで 3 年置きに、75%を目指してずうっと料金を上げていくということになるのかどうかということなのですがどうですか。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

それではお答え申し上げます。

平成 17 年 11 月に、議員の皆様方に説明会を開催いたしまして、この公の施設の使用料の見直しに関して御説明を既にしたところでありまして、今、御質問のあったとおり、3 年ごとに、その乖離率がどうであるかというのを、その決算状況を見ながら、3 年ごとに見直しを続けていって、その乖離率を縮めていくというふうな考え方が基本的でございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、公費負担率を 25%と、いろいろな施設の利用料の場合に、そういう算定で決めるということになったのですが、行政、分野いろいろありますが、その中でいわゆるコスト計算をやって、公費負担率何%とかというふうに決めた分野というのは、これ以外にあるのですか。施設利用料等の算定以外に、そういう基準のようなものを定めたものがあるのかと。それとも、施設利用料だけなのかということなのですが。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

お答え申し上げます。

多賀城市の、まず行政コスト計算というものがまず基本的なところがございます。そして、行政コスト計算に関しましては、多賀城市の全事務事業も含めた形で行政コスト計算をつくりまして、それで行く行くは市民の方々に公表していくというのが、まず根底にあります。その中から、公の施設に関しましては、さらにランニングコスト計算というものをつくりまして、その中において公費負担率という考え方をこの中に取り入れています。これは、申し上げますと、公共の関与度が、例えば民間に類似の施設があるものに関しては、公の関与度が少なくともいいたろうというような、まず発想がございます。

そういった部分で、25%のまず公費負担というものが、今回の公の施設の中でも、スポーツ施設に関しては、民間でも、例えばプールであるとかそういった経営をしているところもございまして、そういった部分では、ランニングコストを計算の中において、25%の公費負担率をスポーツ施設には取り入れるということで、公の施設に関してのみ、多賀城市においては今のところ公費負担率という考え方を取り入れてございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

公の施設全部ということですか。それとも、現時点ではスポーツ施設だけなのだという事なのですか。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

スポーツ施設だけではなくて、平成 17 年 12 月定例会で既に社会教育施設等に関しまして、条例改正を行いまして、使用料見直しを行っておりますが、その時点においても、公費負担率ということの説明しながら、そのときも 25%の公費負担率ということで説明をさせていただいておりますので、公の施設全般に公費負担率がどの程度なのかということを考えてございます。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。21 番竹谷英昭議員。

○21 番(竹谷英昭議員)

一つは、今の藤原議員の質問とちょっと関連するのですが、ランニングコストの問題で今回見ましたら、使用料については、収入でありながら、経費から削除されていないで、ランニングコストを計上されているというふうになっておりますけれども、あくまでも、民間でいっても、使用料は使用料としてカウントをしながら、管理、必要経費についてそこから差し引いたものが、ランニングコストとして求めるべきではないのかというふうに思うのですけれども、その辺はどういうような考えでしょう。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

まず、多賀城市におきましては、公の施設のこのランニングコスト計算に当たりまして、通常、行政コスト計算の中には、公の施設を建設した、いわゆるイニシャルコスト、それを、あとその建物の、どのくらいもつのかということで、そこから減価償却費という部分が出てまいります。民間ではその減価償却費であるとか何かも全部すべて入れながら、使用料金であるとか何かというのを算出されると思います。

多賀城市の公の施設のこのランニングコストの中からは、そのイニシャルコスト分、いわゆる減価償却費というものをまず除去してございます。それはなぜかということ、公の施設というのは、市民の総意に基づいて、行政側で必要だということで建てた施設である。したがって、それは税金等で賄うのがまず筋だろうということで、減価償却費をまず除外しています。

それで、年間のランニングコスト、人件費であるとか光熱水費であるとか、それから委託料であるとか、そういったものがどれくらいかかるのかと。その中で、やはり受益者負担の公平性というところから、その施設の行政の関与度で、先ほど言った公共負担率という部分を考えて、どれくらいかかっているのかと。それで、かかっているコストとそれから使用料との差がどのくらいになるのかという、そういう考え方を取り入れて、使用料の見直しを行ってございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番(竹谷英昭議員)

ですから、その使用料は差し引くべきではないのかと。今、条例を見ますと、指定管理者をやった場合に、「使用料は指定管理者の収入になる」と、こうなっていますね。そうすると、必要経費はそのままいかないですね。あくまでも使用料を差し引いた中で、指定管理者に経費として執行されていくのではないのかというふうに理解しているのですけれども、そういう仕組みではないと。あくまでも、今ここにある一つのプランニングの中では、これは全部やるのだと。収入は収入で、それはあなたの方で勝手に使っていていいですよという仕組みだということに理解しておいてよろしいですか。

○議長（阿部五一）



市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

確かに、指定管理者の場合、利用料金ということで、指定管理者の収入にはなりません。それを一応行政側が経営しているこの考え方、公の施設のランニングコストでまずどれくらい年間かかっているのか、まず歳出の部分ですが、それから、あと歳入の部分ではどれくらいになるのかと。その差は幾らなのかということで、その乖離率を見るということですので、今、議員おっしゃられるように、一応使用料は使用料、それからあとかかる経費はかかる経費と、その差がどうなのかということを見ながら、使用料が本来どうあるべきなのかということを考えていくというのが基本的な、今回、多賀城市で平成 17 年のときに革新本部等で決定した内容でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番(竹谷英昭議員)

ですから、そこに疑問を投げかけているのです。そういう見方ではなく、少なくとも使用料を取った、経費がかかった、経費が 100 かかった、使用料で 10 取った、90 に対して 75%の使用負担を基本的には求めていくという仕組みなのではないでしょうか、これは。仕組みとしては。

ですけれども、いろいろな事情、それは後でお話ししますけれども、そういう仕組みでしょう、仕組みは。仕組みはそういう仕組みではないのですか。100 かかったら、100 に対しての使用料の計算をしているという仕組みなのですか、どちらなのですか。使用料は少なくとも差し引いた中での計算になるのではないですか。それもあらかじめ負担率をとっているわけですから、負担をとっているわけですから、なぜ使用料が除外されて、こういう計算式になってくるのですか。計算式そのものが。ちょっとそれが理解できないのですよ。計算式そのものが、使用料がどこかに行ってしまうような感じなので、使用料をどこでどういうぐあいに必要経費との差し引きが生まれてくるのか、その辺をきちんと説明を求めたいのです。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

まず、かかる経費、一応かかる経費はかかる経費、それから使用料は使用料ということで、かかった経費を 100 とみなした場合に、ランニングコストを 100 とみなした場合に、そのところに、使用料をそこから差し引くということではなくて、まずランニングコストが幾らであったか。それでそのランニングコストから公共負担率でまず 25%、25%が公共負担率ということでありまして、75%分がいわゆるランニングコストというふうなとらえ方になります。その 75%のランニングコスト分と使用料との比率がどうであるかということで、見直しをこのところで図っていくという考え方でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番(竹谷英昭議員)

ちょっとそこは私、理解できないのです。

それから、今回、放送機具とスコアボードの改正もやっていますね。これを2割に計算していますね。ですけれども、私は、あなたも知っていると思いますが、平成17年度の教育施設、いわば文化センターの改正の問題で、暖冷房問題で取り上げて、当時の後藤助役とやった議事録がありますが、少なくともこれを設定する一つの基本は、電気料がどれくらいかかって、それに対してどれだけ負担をしてもらうかというのが、公の施設の少なくとも料金を設定するときの基本であるというぐあいに私は理解しております。

今回もそういう基本でよろしいのか。それとも今回は別に、いや、こういうわけだということで、改正する理由について、今言ったように、現実コスト主義で来ていますから、この問題も現実コスト主義としてどういうふうにとらえてやっているのか、それについて説明を求めたいと思います。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

それではお答えいたします。

まず、今回の改定につきましては、夜間照明灯につきましては、一応電気料金だけを得られているのが実態でございます。したがって、それは実費ということで、今回は改定といえますか、据え置きと、そういう考えでございます。

あと、放送設備とかスコアボードにつきましては、我々の概念としましては、実費ということではなくて、施設の使用料というようなことで考えております。施設整備の使用料というようなことで考えております。

したがって、コスト計算の中にもこれらも反映していると。ただ、電気料金だけは差し引いていると。そういうふうな考えのもとで今やっております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番(竹谷英昭議員)

多分そういう答弁するのではないかと考えていたのです。そうしますと、公の施設の事こういうものについては、何が基準になっているのかと。文化センターの使用料のときは、少なくともコストを基本として暖房等々については料金を定めるのだということによって、説明をして、今回も同じような感じのものだけれども、これは違うのだと。これはあくまでも違うのだと。少なくとも設備はそういうように必要だから、市として公費でつくるわけですね。基本的にはそこにかかわる経費は利用者でできるだけ負担していただけないかというのが、今回のこの改正の骨格ですね。それが趣旨ですね。それであれば、その趣旨に基づいて公の施設の料金体系というものはやっていかなければ、整合性がとれないのではないかというふうに私は思っているのです。その辺はいかがでしょう。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

確かに、平成 17 年 12 月定例会のときに、施設と、いわゆる光熱費ですか、この辺の部分の議論が大分あったように記憶しております。

今回の考え方も、前回平成 17 年と逸脱しているわけでも違っているわけでもございません。先ほど建設部長の方から答弁があったとおり、今回、前回、竹谷議員の方から大分いろいろ御質問のあった件も考慮いたしまして、夜間照明ですか、これは明らかに電気代という部分は、やはり実費という考えが基本的にございますので、これは手をつけなかったということです。

では、そのほかの放送設備であるとか、これは何なのだという事になのですが、これは野球場の施設全体が一体性がありますので、これは分けられるものではないだろうということで、前回の文化センターと、市民会館等と同じように、その施設が一体となっているものに関しては、ランニングコストの計算の中に一体に含めながら計算をして、こういうふうな提案になったというふうなことで理解をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番(竹谷英昭議員)

いや、私は改正が悪いとかというのではなく、問題は、市民に明らかにこういう原則論で、今回はこういう改定をしたのだということの説明ができるような状況をやはりつくっておかなければいけません。それが私たちの役割だと思うのです。それで聞いているのですけれども、ですから、今後も、先ほど藤原議員の質問に対して、75%は漸次負担をしていくのだという一つの基本戦略があるようではありますけれども、それはそれであなたの方の、市当局の基本路線であろうと思いますけれども、少なくともそれにやるにしても、先ほど言った使用料との関係、それから、こういうもの、電気を使う場合には、電気料の実費計算というものはどうなのかということ、やはり明らかにしておきながら、その 75%なら 75%を負担をしてくれないかと。100%負担をしてくれませんかというものに求めていかなければ、私は整合性はとれないのではないかとこのように感じております。

それから、サッカー場については、一応は憶測、推移を見て、このぐらいかかるだろうということで料金設定されたのではないかとこのように思いますし、これらについても、少なくとも私は 1 年なり 2 年使用状況を見て、見定めて、本当に料金が取れる施設なのかどうかというものも検証した上で、私は料金設定というものは求めていくべきではないのかというふうにも感じております。

というのは、私、ここの地盤をみんなわかっているのです。南側がたしか地盤沈下しているはずで。南側、線路側、一部、3 分の 1 ぐらい。たしか地盤沈下を自然的にしていけます。では、そういうものを含めて、それをどう克服していくのかということも含めてやはり考えながら、ちょっと時間を置いてやった方がよかったのではないのかというような気がしているわけです。その辺の地盤沈下とかそういうものについては、御承知の上で、今回料金設定というものに踏み切ったのか、有料に踏み切ったのか、その辺の見解をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

今、竹谷議員が指摘された部分は、我々も重々承知でございます。

下がった分については補充しながらいろいろやって、ある程度はおさまってきたというふうには報告は来ていますけれども、土質のことなので、これからも若干下がるのではないかと、そういう懸念はございます。

そういうときには、当然施設を総括的に管理している施設課の方で、公園管理者の方で、きちんとその辺は修理なり修繕なりやりながら、進めていきたいとそうように考えてございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番(竹谷英昭議員)

その問題については、今後はランニングコストの中から除外して、進めていくということで確認しておいてよろしいですね。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

その辺は、規模にもよると思うのです。大規模なもの、あと小規模なもの、これは今からの指定管理者がどういうところになるかわかりませんが、その辺、指定管理者の方と協議をしながら、ある程度は、この辺までは指定管理者の方で担ってくださいと、これ以上は市の方でしますというふうな、いろいろな協議の中で発生してくると思っております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番(竹谷英昭議員)

いや、そうじゃないです。そういうものについては、この計算書の中に、今ランニングコストの話をやっているわけですね。ランニングコストでやっているわけですから、それを新たな経費、設置をする前から予想される問題ではないかと。そうであれば、そういうものについては、このランニングコストに包括しないと、それは別ですよ。それは別経費で見ますというふうに理解してくれというのでしたらわかりますけれども、それもランニングコストに入るということはちょっとおかしいのではないですか。未整備のままで公開をして、そして時分にそういうものが発生したら、それも使用者のランニングコストにかけて、次の改定のときにまたそれを料金にはね返させるということは、私はおかしいのではないかと。そこはランニングコストの中には入れない、別で見っていくのだという基本方針が、やはり私は必要ではないかと思うのですけれども、その辺、建設部長はそうしたいと言っても、財政を持っていなければどうにもならないのでしょうから、副市長、どうですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは確におっしゃるとおりで、ランニングコストでございますから、いわゆる経常的な経費、いわゆる消耗品的なもの、そういったものはランニングコストとして一部を負担いただくようになると思います。

ただ、一定規模の修繕については、それはランニング経常経費とは言えない部分がございますので、それについては施設の管理の中で、また別の部分として計上せざるを得ないというふうに考えております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番(竹谷英昭議員)

ぜひともそういうふうに見ていただきたい。

そして、先ほど言ったように、これからも 75%という一つの問題はありますけれども、この種の問題については、当局もわかるのですけれども、わかるのですけれども、市民に多く活用していただくための施設としてどうあるべきかという点も、ある一方では考えていただきたいというふうに思います。ある一方では考えていただきたい。

それは、2市3町の近隣施設、これと同等の施設があります。野球場もサッカー場も、サッカー場は七ヶ浜に立派なものがあります。この料金はちょっと調べておりませんけれども、そういうものも含めて、どうあるべきかということもやはり考えながら、75%というのわかりますけれども、そういう状況も含めて考えて、妥当性を見出していく。

そして、特に、電気料などのものについては、きちんとした証拠的なものを求めて、このぐらいかかっているから、こうしてくれないかという、やはり考え方を明らかにしていくことが、これからは大事ではないのかと。

この種問題はこれからもずっと続いていくと思いますので、市民に理解をしていただくためにも、そういう点を特に私の方から、今回感じたものですから、要望させていただいておきますけれども、ひとつその辺もこれから気をつけていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。公室の担当の方は。

○議長（阿部五一）

市長公室参事（行政経営担当）。

○市長公室参事（行政経営担当）（菅野昌彦）

まさにごもつともな御意見だと思います。確かに、公の施設の使用料の見直しに関しましては、この一定の基準を設けてございます。ただ、やはり公の施設は何のためにあるのかということが最大のことなのだと思います。いかに市民の方々に有効に活用していただくかという観点というのは、非常に大事なところでございまして、ただ単に機械的にその公共負担率で、どんどん、どんどん見直しを進めていくのが、果たしてどうなのかということもあろうかと思えます。そういう面では、類似の施設であるとか何かの、そういった部分との近傍類似の使用料であるとか何かということもやはり念頭に入れながら、この辺の見直しを今後進めていくに当たっては、配慮しながら、一応この基準に従って、見直しをその都度、その都度検討しながら、あと議会の方にお諮りをしたいというふうに考えております。

○議長（阿部五一）

12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

関連質問をさせていただきます。私は、NPO 法人多賀城市民スポーツクラブの運営に関して一部絡んでおるものでございます。したがって、この第 27 条の第 5 項は非常に歓迎するところでございます。（「そういう話は関係ないでしょう」の声あり）いや、そういう立場から、いずれは指定管理者制度に移行される、指定管理者制度を導入するであろうと、そういうことで、私、今発言しているのですけれども、したがって、この第 27 条の第 5 項は非常に有効な、利用者をふやす意味からは非常に有効であろうと思っております。非常に歓迎するところでございます。

それで、利用者を多くする意味で、この使用目的以外の利用は可能ですかと。例えば、このサッカー場を、今、非常にグラウンドゴルフの練習場がなくて困っている。そういうふうに、目的以外の利用は可能ですかと、それをちょっとお伺いしたいのです。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

それは大いに結構でございます。

なお、4 月から指定管理者の方に移行しますので、今度は指定管理者の方で自発的な努力で有効活用を図ってもらうのは大いに結構だと思います。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。討論ありますか。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

二つの理由で反対を申し上げたいと思います。

一つは、公の施設の料金設定をするのに、ランニングコスト論だけで果たしていいのかという問題があります。行政に優先順位があるのだというのは、私もそう思います。やはり市民が安心して暮らしていけるようにするということが、まず最優先されるべきであって、その上で、文化やスポーツ等の活動を政策的に位置づけるというのが、私は行政のやはり優先論のようなもので、それはあると思うのです。

ただ、私はこのランニングコスト論というのが、市民合意を得ていると思わないのです。例えば、先ほど 3 年に 1 度、ランニングコストの 75%に向けて料金をずうっと上げていく

のだという話でした。そうすると、例えば野球場の1時間の使用料がどうなるかといいますと、この間資料をいただいたわけですが、来年4月からは1,400円なのですが、結局これは5,365円になるということになります。それから、野球場を1日借りた場合、来年4月から9,700円ということなのですが、乖離率が3.8倍ですから、結局これは3万6,860円になるのです。

こういうことを、あのときの議会で承認もらったのだということになったのでは、私はやはり承服できないのです。物事には奨励策というのがあるのです。文化活動を発展させると、そのために奨励するということもあるのです。文化運動、スポーツ・文化活動を奨励するということもあるのです。そういうことも加味して、やはり料金設定をやっていくのが、私は公の施設の料金設定なのであって、コスト論オンリーの料金設定については、私は同意できないと。

これは、平成17年12月ということを盛んにおっしゃいますが、そのときも私は似たようなことを多分意見として言っているはずなのです。まずそれが1点です。

それから、二つ目なのですけれども、このきょうのこの後の審議で、前市長の年金50万円というのが出てくるのです。前の市長に年金を50万円と、住民には六十数万円の負担をお願いするというのは、やはりこれは市民の目線からしたら、いかななものかというふうにならざるを得ないというふうに思うのです。

そういう点で、2点の理由で、この条例には反対いたします。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。6番金野次男議員。

○6番（金野次男議員）

議案第58号 多賀城市都市公園条例の一部を改正する条例について、賛成の討論をいたします。

第3次多賀城市行政改革大綱をもとに、「多賀城市行政システム改革プラン」と「多賀城市アウトソーシング推進指針」が、平成16年5月12日に策定、同6月14日に全協で示された後、多賀城市行政改革プランの目標とあわせ、改革の推進と並行しアウトソーシングの推進が図られました。

平成17年4月に、総合体育館、市民プール、市民テニスコート等の施設をNPO法人多賀城市民スポーツクラブに指定管理者として管理運営を移行している実績があり、来年平成20年度は更新時期となっており、成果もいろいろあるようであります。

また、この計画については、昨年11月8日に説明、同21日に審議、多賀城市行政改革推進本部による「緊急再生戦略構築のための取り組み指針」の歳入確保取り組み項目にも示されております。新たな公共サービスの拡大策として認識、理解するものでもあります。

しかし、各施設3年ごとの見直しで期間中継続される使用料は、3年間で経費と収入のバランスが著しく改善された場合には、求めるべき負担以上に市民に負担させないようにし、そのためにも、使用料の改定上限額及び可能な改定幅について検討し、施設が目的にかなった管理運営がなされている限り、サービスの質やコストの妥当性など、その効果について関連各課で報告書類の提示を求めたり、行政評価システムによる検証を行うなど、定期的にモニタリングし、マネジメントを行うことを求めて、賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 58 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(阿部五一)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時であります。

午前 11 時 35 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○議長(阿部五一)

それでは再開をいたします。

---

日程第 9 議案第 59 号 多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部五一)

日程第 9、議案第 59 号 多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 59 号 多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。これは本年 10 月 1 日以後の多賀城市都市計画税条例の規定の適用に関し、その一部につき疑義が生じることとなることが判明したことから、これを是正するため、必要な改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。



○議長（阿部五一）

市民経済部長。

○市民経済部長（菊池三雄）

それでは、改正概要につきまして御説明申し上げます。

議案関係資料 2 の 14 ページをお開き願います。

条例の新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございますが、これは、平成 19 年 5 月 16 日に開催されました平成 19 年第 1 回多賀城市議会臨時会におきまして、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認をいただいたものでございますが、今回の改正は、平成 19 年 10 月 1 日施行予定の条例の中に、市長の提案説明にもありましたように、読みかえ規定の一部に、疑義が生じることがありますので、それを改めるものでございます。

平成 19 年 10 月 1 日から、地方税法第 349 条の 3、これは固定資産税の課税標準の特例でございます。に、第 38 項が追加される、この第 38 項の追加といたしますのは、郵政民営化における郵政公社の納付金が固定資産税になるものというものでございます。これが追加されることに伴いまして、多賀城市都市計画税条例附則第 13 項の改正規定中、旧の改正条文では、第 38 項が追加されることから、単に第 37 項を第 38 項に改正する条文となっております。

この条例附則第 13 項の規定は、条例第 2 条第 2 項の規定を読みかえて適用する規定となっております。しかし、旧条例第 2 条第 2 項中、「第 36 項又は第 37 項の」の部分が、10 月 1 日改正後は、「又は第 36 項から第 38 項まで」に改めることとなります。

したがって、条例第 2 条第 2 項を受ける条例附則第 13 項中、「第 38 項」の部分「第 36 項から第 38 項まで」と、正しい読みかえ規定に改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案 1 の 16 ページをお開き願います。

附則でございます。施行期日は、「公布の日から施行する」ものとしております。

なお、本文の説明は省略させていただきまして、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 59 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 議案第 60 号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 10、議案第 60 号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 60 号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。これは郵政民営化法等の施行に伴い、整備が必要となる 7 件の関係条例をとりまとめて改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

それでは、資料 1 の 18 ページを最初にお開きいただきたいと思います。

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備を行うもので、今回改正が必要なものは、第 1 条の、政治倫理の確立のための多賀城市長の資産等の公開に関する条例から、19 ページの、

第7条の、仙塩広域都市計画事業多賀城駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例、この七つの条例でございます。

改正の内容について、一括、私の方から説明させていただきたいと思います。

それでは、資料2の15ページをお願いします。1の方はこのままにしてください。また戻ってきますので。

資料2の15ページの、新旧対照表で説明いたしますので、お開き願います。

初めに、第1条の規定による改正で、政治倫理の確立のための多賀城市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正するものです。

郵政民営化法の施行に伴い、郵便貯金法が廃止され、定期性郵便貯金については独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に、また、通常郵便貯金等については、郵便貯金銀行にそれぞれ承継されることになりました。

これによりまして、政治倫理の確立のための報告を義務づけられておりました第2条第1項第4号の規定から、「定期性郵便貯金」を除く必要が生じたため、定期性郵便貯金に係る字句を削る改正を行うものでございます。

次のページでございます。

次に、第2条の規定による改正でございます。多賀城市情報公開条例の一部を改正するものです。これは第7条第1項第2号のウのところでございます。「及び日本郵政公社」を削除するものでございます。これは日本郵政公社の職員の身分が国家公務員でありましたが、民営化に伴い、当該身分も民間人へと切りかわるため、開示義務の対象から除くものでございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。

第3条の規定の改正でございます。多賀城市個人情報保護条例の一部を改正するものです。下から2行目でございますけれども、これは先ほど申し上げました第2条の規定と同じ理由によりまして、「及び日本郵政公社」を削除するものでございます。

次に、20ページをお開きいただきたいと思います。

第4条の規定による改正でございます。職員等の旅費に関する条例の一部を改正するものです。旧条例では、第15条第1項第3号「陸路」の説明で、「日本郵政公社の調べに係る」云々とありますが、これを「郵便事業株式会社の調べに係る郵便路線図に掲げる路程」と改正するものでございます。これは日本郵政公社の解散に伴い、公社の業務の一つであります郵便業務については、新たに設立された郵便事業株式会社に承継されることに伴い、改正するものでございます。

第5条でございます。第5条の規定による改正です。多賀城市道路占用料等条例の一部を改正するものです。第2条第2項第2号を削除するものでございます。これは郵政民営化に伴い、「郵政公社の業務の用に供する物件の道路占用料を徴収しないことができる」としていた規定を削るものでございます。

なお、これに伴いまして、第2号を削り、あわせて第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる改正をするものでございます。

第4条第2項は、郵便法の改正に伴う引用条項のずれが生じたことから、第21条第1項と改正するものでございます。これは督促状のことを言うてございまして、第21条第1項というのは、第2種郵便物のことをうたってございます。郵便物でこれに関する料金は50円ということで、道路占用料の督促状を出すときは50円ということを行っているものでございます。

次の22ページをお願いします。

第6条の規定の改正で、多賀城市公共物管理条例の一部を改正するものです。これについては、ただいま説明した道路占用等の条例の改正と同様に、日本郵政公社がその業務の用に供するための物件に、公共物の使用料に特例を定めておりましたが、これを削除するものでございます。

次のページの、第7条の規定の改正でございます。これは仙塩広域都市計画事業多賀城駅周辺土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正するものです。これも郵便法の改正に伴う引用条文のずれが生じたことから、旧条例で第28条第1項第1号の郵便法第75条の2第2項第3号を、新条例では第67条第2項第3号に改めるものでございます。これにつきましても、督促状のことをうたってございまして、こちらの方は第67条第2項第3号は、第1種郵便物となりますので、80円となります。封書で督促状を出すということで、80円をいただくというようなことでございます。

次に、資料1の19ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。施行期日でございますが、第1項「この条例は、郵政民営化法の施行の日から施行する」というものでございます。

最後の行でございますが、第2項は、第1条、第1条の規定によるというのは、18ページ一番最初の第1条の規定による政治倫理の確立のための多賀城市長の資産等の公開に関する条例の改正に伴う経過措置でございます。

これは、資産公開条例第2条において、市長に対して定期性郵便貯金を含む所定の資産について記載した資産等の報告書を所定の日まで作成するように義務づけられているところであります。

今回の改正で、第2条に定めた報告を要する所定の資産から「定期性郵便貯金」を除いたことにより、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に承継された定期性郵便貯金についての、報告義務の有無及び報告の際の資産の区分が不明瞭となることから、これを預金とみなして、これまで同様に報告するよう、経過措置として整理したものでございます。

ここで、たびたび「定期性郵便貯金」という言葉を出しましたけれども、「定期性郵便貯金」にはこういうものが入ってございます。一つは、積立郵便貯金、定期郵便貯金、定額郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金、これらを総称して「定期性郵便貯金」、これは今までも報告する義務がありましたけれども、今後もありますということをやっているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

資料 2 の 21 ページ、22 ページなのですけれども、これによって、市の収入に多少変化があるのかどうかということなのですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

21 ページといたしますと、道路占用料の条例の改正かと思えますけれども、これは先ほど言いましたように、占用料の督促状のはがきの料金の額を定めたものでございまして、これは第 2 種郵便物でございますので、50 円でございます、これによって料金が変わるかという御質問でございますが、これは今までと変わらないと思っております。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

21 ページは、道路等の占用ですね。ですから、余り、電力だとか NTT とかそういうのはあるのかもしれませんが、郵便局が道路占用というのは余り聞いたことがないので、これが変わろうと変わるまいと、市の収入は変わりそうもないような気がするのですけれども、そういう意味で聞いたのです。どうですか。22 ページも同じです。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

多賀城市内の市道なり公衆用道路に、今の郵便ポストがあるかということで調べさせたのですけれども、今現在はないということですので、そういう意味での増減はございません。今後出てくれば、有料になりますので、その辺は増収ということになると思います。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 60 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 11 議案第 61 号 多賀城市名誉市民の決定につき同意を求めることについて

○議長（阿部五一）

日程第 11、議案第 61 号 多賀城市名誉市民の決定につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 61 号 多賀城市名誉市民の決定につき同意を求めることについてであります。多賀城市政の発展、市民福祉の向上に尽力された鈴木和夫氏につきまして、その功績を讃え、名誉市民の称号を贈りたいので、多賀城市名誉市民条例第 7 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本件につきましては、市民の方々からも、鈴木和夫氏を名誉市民に推挙したいとの声寄せられ、名誉市民審査会に諮問いたしましたところ、全会一致で名誉市民にふさわしい旨の答申をいただきましたので、議会に上程することとしたものでございます。

資料 2 の 24 ページに、鈴木和夫氏の功績等に関する調書を添付しておりますので、御参照いただき、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

市長の提案のほかに何か説明はないのですか。いや、普通は市長の提案理由があつて、担当部長かだれかが説明するのではないですか。

○議長（阿部五一）

確かめましたところ、ありませんということであります。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

では、資料 2 の 24 ページの功績調書なのですけれども、第 1 については、いろいろな見方があるのだと思うのです。

第 2 の事項については、要するに、いろいろ仕事をいっぱいしてくれたということですね。それは私も認めないわけではないのです。

ただ、いっぱい仕事をやったということだけでは、一面的なのではないかと私は思うのです。首長の評価としても。前市長はなぜそういう仕事のできたのかと。前市長だけの力なのか。決してそうではないと私は思うのです。伊藤市長が、約 20 年の市長の中で約 100 億円の基金を残したのです。そういう条件があったので、いろいろ仕事のできたと。

現市長はどういう状況に置かれているのかと。お金がなくて、あれをやってほしい、これをやってほしいと言われても、金がないからできないと。そういうふうに通じないからできないという市長は、だめな市長なのかと。それも一面的なのですよ。

ですから、私は、いっぱい仕事をやったということだけで、名誉市民の評価になるのかということにまず非常に大きな疑問がある。

ことしは遣隋使 1,400 年だそうです。小野妹子が 607 年に遣隋使で行ったそうです。隋という国は 37 年しかもちませんでした。初代の皇帝は楊堅といったのですけれども、物すごい儉約家で、いっぱい財産を残したのです。息子は煬帝という人で、それを使いまくりまして、物すごい仕事をやったのです。やはり歴史的には仕事をやった煬帝が褒められて、すごい儉約家で財産を残した楊堅が、あなたはだめだというふうに言われているかと、そうではないです。結局、煬帝は隋を滅ぼしたのです。やり過ぎて。まあ、それと同じような問題が含まれているのではないかと。

ですから、仕事の量だけで、いっぱい仕事をやったというだけで、その人は名誉市民に値するとかという議論は、ちょっと私は一面的ではないかと。その前の市長も立派な市長ですし、その後の市長も前の市長以上に苦労しているのです。ですから、私はこういう評価は一面的ではないかというように思うのですけれどもどうでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、今、仕事をいっぱいしたからいいのかということですが、確かに一つの行政機関として仕事をする場合には、もちろんいろいろな議員各位の御理解もいただき、御審議もいただくこととなります。それから、職員の仕事もございます。市民の理解もあります。しかし、一番大事なところは、最高責任者としての意思決定、判断、その決断があつていろいろな事業が展開できるということをございますので、そういった状況を的確に判断され、事業を展開されたということでは、功績に値するというふうにございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

議案として出した以上は、そういうふうには言わざるを得ないですね。私どもが言ってきたのは、政治家に対する評価というのは、その正の評価もあるけれども、負の評価もあるのだということを書いてきました。

例えば、皆さん方は、いっぱい仕事をやった、やったと言うのですけれども、例えば区画整理、業績の一つに挙げています。ですけれども、前市長の放言によって、かなり地権者を怒らせて、事業をおくらせた面もあるのですよ。それから、今大変な問題になっています。あの城南地区の高層マンションの件です。私は、平成 14 年 9 月の一般質問で、あれは問題だと言ったけれども、言うことを聞かなかったです。ああいう景観破壊の責任者に名誉市民というのはいかがなものかと、そういう声も聞こえてきます。

私は、特に、今の市長を困らせている財政問題についてちょっとお聞きしたいのです。先ほども言いましたけれども、いろいろやってくれと言っても、金がなくてできないという答弁がすぐに返ってくる。仕事をやったのは確かなのですけれども、前の市長が市長になる前に、地方債現在高が幾らで、基金残高が幾らで、公債費が幾らだったのかというのは、今手元に資料ありますか。ないですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

今、手元には資料ございません。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

決算委員会でもないのだから、紹介しますから。地方債現在高は、平成 6 年末、要するに、前市長は平成 6 年夏に選挙をやったはずですね。ですから、伊藤市長がつくった最後の予算の決算のときの地方債現在高は 132 億 8,300 万円だったのです。そして、前市長が最後に予算をつくった平成 18 年度決算によると、地方債現在高は幾らになったかと。皆さん方からいただいた資料を見ますと、205 億 9,900 万円なのです。つまり、前の市長時代に地方債現在高は 73 億 1,600 万円ふえているのです。それから基金残高は幾らになったのか。平成 6 年末にあった基金残高は 99 億 8,300 万円なのです。それが平成 18 年度末で幾らになったのかといいますと 64 億 7,700 万円です。結局、基金残高の方は 35 億 600 万円減りました。地方債現在高が 73 億円ふえて、基金残高が 35 億円減ったのです。それから、一連の公債費はどうだったか。平成 6 年度は公債費は 13 億 4,000 万円だったのです。今度いただいた資料で、18 年度の公債費を見ると 21 億 9,300 万円なのです。

つまり、1 年間に 8 億 5,300 万円も公債費がふえたのです。これが今、菊地市長を苦しめているわけです。ですから、前の市長が仕事をいっぱいやった、やったというだけで、私は単純に評価していいのかと。今の市長の苦しみの根源は、一つは三位一体にありますよ、確かに。政府の三位一体による地方交付税に原因がある。ですけれども、実際的に、私はもう前の市長と物すごい議論やりましたけれども、「こんな取り崩し予算を、食いつぶし予算を続けて、多賀城を破産させる気か」と、私は決算委員会でもやりました。前の市長にだって、やはりこの多賀城を今の財政状態にした責任があるのです。



ですから、私は、あれやった、これやったというだけで、名誉市民というふうになるのかと。やはり政治家は、そういうどうしても正の部分の評価、同時に負の部分の評価というのがどうしてもついて回ると、宿命的に。したがって、私は、やはり政治家は名誉市民にはふさわしくないのではないかというふうに思うのですが、苦しめられている市長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今、いろいろと藤原議員からありましたけれども、まず、最初に、政治家に対する評価というふうなことでございますけれども、これは名誉県民にどういう方々がなっているかということになりますと、伊藤宗一郎元衆議院議長、それから山本壮一郎元知事、そういう方々もなってるんですね。藤原議員たちの考え方からすると、仙台市では政治家は入れていないということですが、県としては入れている。ほかの市町村でも、政治家に対してのいろいろ評価はあるかと思えます。

今の、いろいろ数値をおっしゃいました。地方債の残高、基金、公債費、いろいろとありましたけれども、数字はそういうふうなことを呈しているかと思えます。ただ、鈴木和夫前市長は、就任されてすぐ間もない9月ですか、多賀城市が豪雨に見舞われたということで、「水害対策におれは心血を注ぐのだ」という決意をされたというふうに私は聞いております。今、少々の雨が降っても多賀城市が安心していただける、私が市議会議員になった当初は、もう、あの8.5以降、大きな水害に5回も見舞われたということで、私自身も市議会議員のときに、雨が降るたびに自転車に乗って、傘さして、いろいろなところを視察、今の状況を見たりしましたけれども、そういうつらさを知っていればこそ、水害対策に心がけ、こういうふうな地方債なりがふえてきたというふうなこと、その辺のこともぜひ考えてみなくてはいけないのではないかというふうに思います。

確かに、今厳しい状況で私は市政を運営させていただいておりますけれども、恐らく何とか平成23年、24年、ピークになっていくかと思えますけれども、議員の方々の御了解を得ながら、市政運営に一生懸命になって頑張ってまいりたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

政治家を名誉市民にするかどうかというのは、結局は見解の相違ということになるのだと思うのですが、私どもの意見は、やはり政治家は除くべきだと。仙台、塩竈のやり方がやはりいいだろうというふうに思っています。

今言った、今の市長の答弁の中で、一つ勘違いがあるのは、私が先ほど言った数字の中には、下水道は全然含まれていないのです。別個に、ですから、一般会計上は雨水対策はどういうふうに出てくるかという、繰出金で出てくるのです。水害対策の起債残高が一般会計の起債残高には出てこないのです。ですから、水害対策を除いたほかに、まだこういう問題があるわけです。ですから市長は今、苦しんでいるのです。そういう数字なのだというをまずわかっていただきたいと思います。

それから、政治家については、見解の相違ということなのですが、次に、宮城県内の市町を見てみまして、首長を名誉市民にするかどうかというのは、やはり二つの流れがあります。仙台は、市になったのが明治 22 年、仙台は 1889 年 4 月 1 日に市制施行しました。それから、隣の塩竈も市としては大先輩でありまして、1941 年、昭和 16 年に市になっています。それ以外のところは、結構首長を名誉市民にしたりしているのです。

ですから、結局、多賀城がどういうスタンスをとるのかということが、私は問われていると思うのです。登米なども、登米郡がみんな合併して登米市になった。大崎もそうです。そういうところもある、確かに。ですけれども、やはり宮城県の市の先輩としての仙台や塩竈は、名誉市民については市長は 1 人も選んでいないわけです。

ですから、私は何も郡部の、郡部の人たちをちょっとやゆするわけではないのですけれども、郡部のまねをする必要はないのではないかと。やはり仙台や塩竈のそういうスタンスで、何と申しますか、スマートさを発揮すべきではないかというふうに思うのですけれどもどうでしょうか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

まず、名誉市民を、いわゆる選挙で選ばれる人、いわゆる政治家を入れるか入れないかにつきましては、この条例が、昭和 51 年にいろいろ議会で審議をされておりますけれども、たまたまそのときの議事録を、今手元にございますので、ちょっと御紹介をしたいと思います。

当時の（6 文字削除）○○○○○○でございましたけれども、「市自治発展ですが、選挙で選ばれた者を除くという考えはありますか」ということの質問に対して、当時の（7 文字削除）○○○○○○は、「この条文では、選挙で選ばれた者は除くとか、入れるということは考えていません。真に地方自治に貢献をされた者という大きな解釈に基づくよりほかはありません」ということの審議がございまして、それで今の条例が成り立っているという前提がございます。

したがいまして、その条例に照らしてみても、いわゆる選挙で選ばれた者、政治家であっても、この条例に適合する、名誉市民の資格があるというふうに解釈をいたしております。

それから、先ほどの、お金を使ったか、使わないかということでございますけれども、おっしゃられるとおり、下水道につきましては下水道特別会計ですから、そちらの方の支出ということになりますけれども、雨水対策は下水道だけではなくて、農業用水路、それから道路の側溝、そういったものをすべて含まれて、トータルとしての水害対策でございますので、これらの費用の中にも入っているということが一面ございます。

あと、それから水害対策以外にも、当時は多賀城市の市街地整備が非常におくれているというようなことが言われまして、鈴木和夫市長時代に、高橋の区画整理事業、それから城南の区画整理事業、そういったものの立ち上げもございました。現在の多賀城駅周辺の区画整理事業の立ち上げもございまして、そういったものが、あと、それから学校関係では、高崎中学校の新設であったり、多賀城中学校の体育館の新設であったり、それはすべて市民が標榜した、求めてきたものに的確にこたえてきたということでございますので、ただ金額だけ減ったからというので、マイナス要素ということも一面的であろうというふうに思っておりますのでございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

いろいろ言っても、今の市が苦しんでいるのはもう事実なのですから、これはもう前の市長と非常にやったのです。こんな予算を組み続けているのかと。前の市長は、「おれはむだなことはやっていない」と居直っていました。ですけれども、適切な予算を組むということと、むだな事業かどうかというのは別次元の話なのです。ですけれども、結果的にやはり今苦しんでいるのですから、私はやはり前市長の財政運営はやはり適切ではなかったというふうに思っています。

それから、いろいろなことを言うのですけれども、例えば国府多賀城駅のこと私も私は問題にしましたけれども、16億円のうち13億円が市の持ち出しでした。多賀城駅周辺区画整理事業も終わっていない、鉄道高架も終わっていない、なのになぜあちらに手をつけるのだと。16億円の事業のうち13億円も持ち出さなければいけないのだという議論もやりましたけれども、やはりそういうのも中に入っているということなのです。これは答弁要りません。

それから、もうひとつは、もともと市長というのは、市民のために頑張るのが市長の仕事であって、これは議員も同じですが、職員も同じです。それは給料としてもらっている、あるいは退職金をもらっていることで完結しているのではないのかと。それ以外になぜあえて年金50万円やらなければいけないのだという声が相当あります。

それで、実は4年に1度、市長の退職金は1,900万円だというお話ですね。別な会議のときに答弁があったのですけれども、それは間違いのない数字なのかということをもっとお答えください。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

まず、市長の退職金につきましては、その会議の席上で私が質問を受けまして、大体見当がつく数字を申し上げないと議論が進まないものですから、これは、個々人の市長が幾らかということについては、それは個人、個人のことですから、制度的に言って、おおむね1,700万円程度ではないでしょうかというお答えを申し上げます。

厳密に、前の市長がいかほどの退職金をいただいたかということは、それは制度上、計算の過程は出てまいりますけれども、そこまでここで公表する必要はないのではないかとこのように思っております。

それで、制度上は、おおむねの金額としてそのぐらいであろうというふうにお答えしたところは間違いございません。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

提案があったわけですが、何か今の提案の仕方、ちょっと熱意が足りないような気がするのですが、いいのですか、あんな提案で。何かもうちょっとやはり通したいと思ってらっしゃるのでしょうから、何か市長の数行のコメントだけで、すんなりと通っているのか。あるいは、どういう思いで、何かもうちょっと名誉市民という、何十年かぶりのことに対する対応の仕方としては、説明が、全部読めというのではないですよ。ですけども、何だか思いがこもっていない、そんな気がしますがいかがですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、個人の功績のことです。言葉だけであらわすというのは、ある意味では軽過ぎるといふところもあるという解釈もございませう。

したがって、功績につきましては、調書として、資料としてお出しをさせていただいて、それで十分、前の市長も皆さん、議員各位も御存じのことです。その辺で十分参酌、解釈いただけるものというふうに解釈をした次第でございます。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

推薦団体が 20 団体ちょっとあるというようなことでしたが、私がお聞きしたのは 1 団体だけだったのですけれども、あとはあちこち聞くと、かなりの団体さんが、代表者の意見だけで推薦状を出したというようなことのようにあります。私がお聞きした方は、「えっ、そんな中身だったの。知らなかった。それじゃ出すのではなかった」というようなことをおっしゃっていました。そんなに重いものだったのかということらしいです。

やはり、今回、どんな決着がつくかわかりませんが、会派代表者会議の中で、政治家はどうなのかとか、いろいろな話があったようです。傍聴して。条例の見直しも考えますというような話があったような気がするのですが、なかったですか。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

名誉市民条例についてでございますけれども、これはたしかその会議で、今の条例自体が昭和 51 年ですから、もうかれこれ三十何年前の条例でございますので、それについては、今の世情に合致するように、適切な時期に、適切な見直し等も検討させていただきたいというふうにお答えしたところでございます。

○議長（阿部五一）

11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

反省が、ちょっとわかり、個人の名前、私の名前を出すのではなかったと言った人は、私がたまたま頭にいるものから、「ちょっと出して、急いで出して。この日までに間

に合わせなければならないのだから」と言われて出したそうです。そういう中で、私は私の所属する団体の人たちの責任まではとれないと、そんな思いもお話してらっしゃいましたので、そういうことが、やはり拙速にやられるということは、市政に対する信頼を損なう、中身は別ですよ、何でもそうですけれども、やはりきちんと手続を踏んで、市民の合意を本当にいただくような説明をきちんと持つ期間が絶対必要だというふうに思うのです。ぜひそれを、今回のことは教訓にさせていただきたいというふうに思います。いかがですか。（「回答は必要ですか。いいですか」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。11 番佐藤恵子議員。

○11 番（佐藤恵子議員）

今回の提案は、市民からすれば、降ってわいたような唐突な提案でありました。私は、この提案を聞いたときに、名誉市民とはどういう方のことをいうのか、広辞苑で引いてみました。それによりますと、「市が、特定の人功績を表彰するために贈る称号。仙台市における土井晩翠はその例」とありました。

また、多賀城市名誉市民条例第 1 条「目的」には、「この条例は、社会文化の興隆に顕著な業績があった者に対して、その功績と栄誉を讃え、多賀城市名誉市民の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする」とありました。

何回も出てきましたし、何回も言いますが、私どもは、32 年前の大場市長を名誉市民にする議案のときにも、政治家には文化・芸術分野での功労者と違い、市民によりさまざまな価値評価があり、時代によってその評価が変化、あるいは逆転することさえありますという立場から、反対をしてまいりました。

さらに、今回の提案には、二十数団体の推薦が根拠となっていますが、本当にその団体に属する人たちの意思を意思として扱うのが適切かどうか、首をかしげる状況もございます。

他市の事情はどうか、調べてみますと、仙台市では、歴代 21 名の名誉市民がいますが、鉄の神様本多光太郎、詩人土井晩翠、赤痢菌の発見者の志賀 潔、近年では、半導体の西澤潤一氏などなどであります。歴代市長は 1 人もおりません。

何かと比べられる塩竈市でも、総合商社カメイの亀井文蔵氏のみであります。

私は、市長あるいは議員もそうでありますけれども、その仕事は住民の暮らしに貢献奉仕することだと思えます。今回の情報が届いている人たちの間からは、さまざまな角度から批判が寄せられております。そして、さらに、これを知らない市民の方々もたくさんいるのではないかと思います。議会でも意見が分かれています。名誉市民の称号は、市民の気持ちと議会の意見が一致してこそ価値があるのではないのでしょうか。

以上の理由から、私どもは議案第 61 号 多賀城市名誉市民の決定につき同意を求めることについて反対の討論といたします。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。19 番石橋源一議員。

○19 番（石橋源一議員）

提案されました第 61 号議案に賛意の思いを込めて、討論させていただきたいと思います。

私ごときが、今さら申し上げることも僭越と思いますが、鈴木和夫殿には議員奉職 31 年余、そして市長 3 期 12 年にわたり、卓越した識見、そして高邁な政治信念のもと、本市発展に 43 年余の年月、多大な御貢献をなされた方であります。

若干歴史を振り返りますならば、議案第 58 号で提案されております公園条例の一部改正条例案にあります多賀城公園野球場等々の施設が位置します、すなわち、素晴らしい多賀城公園用地約 4 万 1,000 平方メートルの広大な国有地、この土地を昭和 41 年 3 月に国から無償で借り受けを取りつけ、多賀城で永久に使用できることと相なったことなど、当時の（4 文字削除）○○○○、そして町議であった鈴木和夫殿の大変な強い、強い多賀城の将来への思い入れの働きのおかげであったと聞いております。

後に多賀城名誉市民となられました（8 文字削除）○○○○○○○○の胸像建立の地も、これらのゆえんと聞いております。

そういう私は、（4 文字削除）○○○○から、行政運営において、鈴木和夫さんには大変なお力添えをいただいて、心から感謝しているとの思いの言葉を何度も聞かされておりました。

今、改めて鈴木和夫殿の御功績について申し上げますことは、枚挙にいとまがなく、ただ、ただ今日の「史都 多賀城」を見るとき、この多賀城に生まれ育ち、そしてだれよりも多賀城を愛し、住んでよかったとの思いを感じるまちづくりに生涯を捧げられたと言っても過言ではない歴史を振り返るとき、名誉市民へと多くの市民の声をもとに、御提案されました菊地健次郎市長に敬意と高い評価を申し上げ、賛意の討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。16 番根本朝栄議員。

○16 番（根本朝栄議員）

議案第 61 号 多賀城市名誉市民の決定につき同意を求めることについて、賛成の討論を行います。

このたびは、鈴木和夫前市長を名誉市民に推挙する議案が本会議に上程されましたことは、大変喜ばしいことであり、心からお祝いと賛同の意を表するものであります。

さて、鈴木前市長は、昭和 38 年 5 月、多賀城町議会議員に初めて当選して以来、市議会議員を含めて 8 期、約 31 年にわたり市政発展のために大変な御努力をされてまいりました。

この間、議員の皆様の御推選をちょうだいし、議長として 10 年間もの長きにわたり、議会の要職につかれ、市政発展と議会の活性化のため御努力をされてきたのであります。

また、平成 6 年 8 月には、多賀城市長に初当選し、以来、3 期 12 年間にわたり多賀城市のまさに激動の時代のリーダーとして誠心誠意頑張ってきた方であります。

功績を上げれば切りのないところではありますが、何点か改めて御紹介させていただきます。

鈴木前市長が市長に初当選して迎えた最初の議会である平成6年第3回定例会の平成5年度決算特別委員会の最中に大雨が降り、委員会を中断したそうではありますが、そのとき、鈴木前市長は、多賀城から水害をなくそうと深く心に誓ったそうでもあります。

それ以来、前市長は、中央ポンプ場を初め八幡ポンプ場、浮島ポンプ場、丸山ポンプ場の建設を初め、ポンプ場までの雨水幹線の整備や農業用排水路の整備に全力を傾けてまいりました。また、河川の上流地域では、惣の関ダムの建設促進及び遊水地設置事業など、どこまでも市民の安全・安心を確保するため、粉骨砕身、努力に努力を重ねてきたのであります。現在のように、少々の雨ではびくともしない安全な多賀城を築き上げてこられたのも、前市長の的を射た政策判断の結果であり、当時の鈴木市長の手腕を高く評価するものであります。

また、多賀城駅周辺の開発計画については、かなり以前から計画があったようではありますが、さまざまな問題を乗り越えながら、現実、この事業をスタートさせたのは鈴木前市長であります。駅前開発が着々と進み、仙石線の高架事業も本格的に進捗する中、この場所を通るたびに、早期完成をこいねがい、多賀城市民としての誇りと希望がわき上がってくるのは、私一人だけでありましょか。

私は、悠久の歴史を持つ多賀城市にとって、まさに多賀城の顔とも言うべき玄関口を整備することは、長年の悲願であるとともに、将来の多賀城市民から大いに歓迎される大事業であると認識するものであります。

さらに、鈴木前市長は、多賀城政庁跡及び廃寺跡と隣接する場所に、東北歴史博物館の誘致や国府多賀城駅の建設、そして城南地区の区画整理事業を一体的に行うなど、多賀城市特有の文化的、歴史的遺産が数多くある中、これらを生かしたまちづくりにも大いに貢献されてきたのであります。

また、前市長は、議会におきまして、議員の皆様への質問に対し、真摯に耳を傾け、必要なところには積極的に予算措置を講じられました。その政治姿勢はまことに立派というほかなく、特に福祉施策に関しては、「太陽の家」及び「のぞみ園」の建てかえを初め、きめ細かい福祉施策を積極的に展開され、鈴木市政12年間で大きく福祉が前進されましたことは、皆様御案内のとおりであります。

このような実績、功績を踏まえ、改めて多賀城市名誉市民条例を見てみますと、第1条（目的）に、「社会・文化の興隆に顕著な功績があった者」となっております。前市長の功績は、まさにこの社会・文化の興隆との条文にすべて包含されているものと考え次第であります。

また、第2条の1項の（要件）には、「市自治発展に顕著な功績のあった者」と明確に述べられていることから、政治家として多賀城市の自治発展に大きな功績のある鈴木前市長こそ、名誉市民の称号を贈るに最もふさわしい人物であると認識するものであります。

それを裏づけるかのように、各団体や個人からも鈴木和夫氏を名誉市民に推挙する推薦書が数多く出されております。多賀城市国際交流協会では、国際交流のメンバーとともに、自費でペルーの日本人村を訪れた鈴木和夫前市長の志を高く評価し、役員会の席上、満場一致で推薦を決定したそうでもあります。

このように、多くの市民の皆様からも御推薦をいただいている鈴木和夫氏に、名誉市民の称号を贈ることに心から賛同するものであります。

以上、私的見解を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（阿部五一）

13 番吉田瑞生議員。

○13 番（吉田瑞生議員）

簡単に行います。鈴木和夫氏を多賀城市名誉市民とすることに同意する賛成の討論を行います。

まず初めに、「条例は政治家を想定していないのでは」（多賀城民報 2007 年 8 月 24 日付）とのことですが、多賀城市名誉市民条例の第 1 条（目的）に、「この条例は、社会・文化の興隆に顕著な業績があった者に対して、その功績と栄誉を讃え、多賀城市名誉市民の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする」とあります。

また、第 2 条（要件）には、「名誉市民の称号は、次の各号のいずれかに該当する者に贈るものとする」として、第 1 項に、「市自治発展、学術、技芸への進展、社会福祉の増進、産業振興その他地方文化の伸展に顕著な功績があった者」と定めています。

条例は、政治家を想定していないとのことに対し、私は、8 月 21 日及び 8 月 31 日の会派代表者会議においても、鈴木和夫氏を名誉市民として推挙することに対して、条例の目的と要件に沿うものであり、ふさわしいことと述べてまいりました。

また、条例制定の経緯に関して見ると、昭和 50 年 3 月 14 日に開かれた第 1 回多賀城市議会定例会において、次のように記されております。

（6 文字削除）○○○○○○が述べられた退任のあいさつに対し、惜別の言葉を申し上げられました。その際に、「（4 文字削除）○○○○の業績に報いるため、でき得る限り早い時期に、名誉市民制度の条例を制定して、名誉市民第 1 号に就任方をお願い申し上げたい」との発言が記録されております。

これらのこと等の経緯によって、昭和 50 年に条例は制定されました。このような条例制定経緯等の事実からして、政治家（6 文字削除）○○○○○○を名誉市民とする旨を想定した上で、名誉市民条例が制定されたことは明白なのであります。

よって、条例第 1 条（目的）に示されている、「社会文化の興隆に顕著な業績があった者」として、政治家も包含されることは、当然の理であると解するのが相当であります。

なお、鈴木和夫氏の多賀城市自治発展の業績に関しましては、私が平成 18 年 6 月 20 日の議会で申し上げた惜別の言葉において述べさせていただきましたので、その際の発言に置きかえることといたします。

以上、議案第 61 号 多賀城市名誉市民の決定につき同意を求めることについて、賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

佐藤議員も討論しましたので、簡単にしたいと思います。



私は、一言で言いまして、やはり市長を名誉市民にするというのは、現代という時代の目で見ても、そして市民の目で見ても、時代錯誤だというふうに思います。

その中身については、これまで何度も話してまいりました。一つ、やはり、仙台や塩竈のように、文化・芸術、学問、スポーツ、そういう分野で活躍した方こそをやはり対象にすべきであって、政治家はどうしてもいろいろな側面での評価がありますので、市民がこぞってお祝いするというふうにはなかなかならないと。そういう点で、私はやはり政治家を名誉市民の対象にするというのは、時代錯誤だというふうに思います。

二つ目、市長の仕事は、そもそも市民のために働くのが市長の仕事ですから、しかもそれは月額 87 万円の給与と、4 年に 1 度の、先ほど 1,900 万円か 1,700 万円かわかりませんが、2,000 万円近い退職金が 4 年に 1 度出ている。そういうことで、市長としての労苦に対しては、私は、市民は報いているのではないかというふうに思います。

三つ目は、先ほど条例で多賀城公園の野球場の負担増、それからサッカー場の料金徴収等々が出ました。合わせると六十数万円になるようなのですが、趣旨は違うとはいえ、一方では住民にそういう負担を押しつけておきながら、前市長にそういう年間 50 万円の終身年金をやるというふうなことは、これまた時代の目、住民の目、市民の目から見て、私はやはり時代錯誤の提案だろうというふうに思います。

○議長（阿部五一）

ほかに賛成討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 61 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで休憩をいたします。再開は 2 時 15 分であります。

午後 2 時 03 分 休憩

---

午後 2 時 15 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開をいたします。

---

日程第 12 議案第 62 号 多賀城市土地開発公社定款の変更について

○議長（阿部五一）

日程第 12、議案第 62 号 多賀城市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。  
職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 62 号 多賀城市土地開発公社定款の変更についてであります。これは多賀城市土地開発公社定款の変更について、宮城県知事の許可を受けるべく、公有地の拡大の推進に関する法律第 14 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

それでは、資料 2 の 31 ページをお開きいただきたいと思います。

多賀城市土地開発公社定款変更の新旧対照表で御説明いたします。

今回の公社の定款の変更ですが、大きく三つの変更を行おうとするものでございます。

まず、一つ目の変更でございますが、国が定める土地開発公社経理基準要綱の一部改正によるキャッシュ・フロー計算書の規定を整備するものでございます。

初めに、第 17 条第 1 項第 4 号ですが、損益計算書の後に「キャッシュ・フロー計算書」を追加するものでございます。

同じく、第 22 条においても、同様に、公社が作成する財務諸表の項目の中に、「キャッシュ・フロー計算書」の規定を整備するものでございます。

二つ目の変更は、第 20 条第 1 項において、公社の資産の項目から「運用財産」の項目を削除し、「公社の資産は、基本財産のみ」と限定するものであります。これは多賀城市土地開発公社の資産は、1,000 万円の基本財産と運用財産の二つと現在規定されておりますが、運用財産を有する土地開発公社は全国的にほとんどないことから、国の土地開発公社経理基準要綱が改正され、運用財産の規定が削除されたことによるものでございます。

三つ目の変更は、平成 19 年 10 月 1 日から郵政公社の民営化に伴い、第 24 条第 2 号の規定の、土地開発公社の余裕金の運用方法から、「郵便貯金」の項目を削除するものであります。

以上が今回の定款の改正でございます。

次に、資料 1 の 22 ページをお開きいただきたいと思います。

2の、変更の期日でございます。「この定款は、宮城県知事の認可のあった日とする」ものでございます。これは土地開発公社定款の変更は、公有地拡大推進に関する法律第14条第2項の規定により、設立団体の議会の議決を得て、知事の認可を受けなければその効力を生じないとされていることから、宮城県知事の認可の日から施行すると規定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

ちょっと聞き逃したかもわからないのですが、キャッシュ・フロー計算書というのを定款に入れなければいけなくなった理由を説明をお願いします。

それから、キャッシュ・フロー計算書というのは、そのまま直訳すると、金の流れの計算書ということになるのですが、それは一体どういうものなのかということなのですが。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

これにつきましては、土地開発公社の経理基準の要綱を見直す調査研究会が開かれまして、これは平成16年2月16日から7回ほど開かれたそうでございますが、民間では義務づけられているキャッシュ・フロー計算書がこの会社にはないということで、それではだめだということで、今回の改正に至ったという経過でございます。

それで、キャッシュ・フロー計算書の内容でございますが、今、議員がおっしゃるように、現金等の出し入れについて明確に示すものでございまして、これにつきましては、貸借対照表、損益計算書、そしてキャッシュ・フロー計算書というような、普通民間では3点セットみたいになっているそうでございますので、これらを今後入れていくと。皆さんの方にもお示しすると、こういうような状況でございます。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

それから、その土地開発公社の活用の件なのですが、一時期かなり使っていたという面もあるのですが、最近はほとんど動きがないように見えるのですが、今後の展望といいますか、本当に必要なのかということも含めて、その辺の見解をお尋ねしたいのですが。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（板橋正晃）

皆さんの方に、平成 18 年度事業年度の多賀城市の開発公社の事業報告書を、6 月でしたか、お渡ししていますので、見ているかと思いきやけれども、この中で、今、公社で持っている土地につきましては、中央公園整備に伴って先行取得している土地があります。これにつきましては、4 人分を、こういう先行取得をしておきまして、市が買い戻すとき補助を受けるといような制度でございますので、公社は補助事業のためにも必要だと思っております。土地を先行取得して、そして市が買い戻したとき補助をもらうという制度でございますので、これは必要だと思っておりますので、今後も活用していきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 62 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 13 議案第 63 号 平成 18 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

日程第 14 議案第 64 号 平成 18 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

日程第 15 議案第 65 号 平成 18 年度多賀城市下水道事業会計決算の認定について

○議長（阿部五一）

この際、日程第 13、議案第 63 号 平成 18 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてから、日程第 15、議案第 65 号 平成 18 年度多賀城市下水道事業会計決算の認定についてまでの平成 18 年度多賀城市各会計決算の認定についてを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 63 号の平成 18 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、また、議案第 64 号の平成 18 年度多賀城市水道事業会計決算及び議案第 65 号の平成 18 年度多賀城市下水道事業会計決算は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

次に、一般会計及び特別会計について、会計管理者の説明を求めます。

○会計管理者(兼)会計課長（大友辰夫）

それでは、お手元の資料 3 の 1 ページ、2 ページを見開きの状態でごらん願います。

平成 18 年度多賀城市会計別決算総括表により説明をさせていただきます。

初めに、一般会計について御説明申し上げます。

A 欄をごらん願います。予算現額 185 億 938 万 2,850 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 177 億 2,942 万 1,840 円で、その収入率は、2 ページの右から 2 列目になりますが、95.79%となっております。これを、この表には記載されておりませんが、前年度と比較いたしますと 1 億 7,417 万 6,265 円の減額で、率にいたしますと 0.97%のマイナスとなっております。

また、それらの収入の主なものといしましては、市税が 74 億 5,656 万 1,750 円で、収入全体の 42.1%となっております。次いで、地方交付税が 30 億 1,174 万 1,000 円、国庫支出金が 18 億 25 万 3,480 円、その他市債や県支出金となっております。

一方、歳出でございますが、C 欄の方をごらん願います。歳出決算額は 175 億 8,890 万 6,171 円で、予算現額に対しての執行率は、右端の欄になりますが、95.03%であります。これも表にはございませんが、前年度と比較いたしますと 504 万 1,322 円の減で、率にいたしますと 0.03%のマイナスとなっております。

これによりまして、D 欄の差引残額は 1 億 4,051 万 5,669 円となりまして、その内訳は、備考欄に記載のとおり、繰越事業費繰越額が 1 億 1,977 万 8,500 円、基金繰入額 1,100 万円、さらに翌年度繰越額として 973 万 7,169 円にそれぞれ措置をさせていただくものであります。

なお、繰越事業費繰越額 1 億 1,977 万 8,500 円につきましては、去る 6 月の第 2 回定例会におきまして御報告を申し上げますと同一でございます、繰越明許費繰越額となっております。

次に、国民健康保険特別会計決算について御説明申し上げます。

A欄の予算現額49億2,684万円に対しましてB欄の歳入決算額は48億8,692万6,971円で、対予算現額に対する収入率は99.19%であります。これも一般会計と同様な見方をいたしますと、前年度決算額と比較いたしますと4億1,649万4,760円の増で、率にいたしますと9.32%の伸びとなっております。

なお、主な収入のうち、保険税は16億7,568万6,761円で、その構成率は34.3%となっております。その他の収入については、国庫支出金で12億9,088万6,568円、療養給付費交付金で10億5,791万7,377円、それに共同事業交付金の順となっております。

歳出につきましては、C欄の歳出決算額が47億7,648万1,668円で、予算現額に対し執行率は96.95%となっております。これも前年度決算額と比較いたしますと、4億1,310万9,041円の増で、率にいたしますと9.47%の伸びとなっております。

これにより、D欄の差引残額は1億1,044万5,303円となりまして、その内訳は備考欄に記載のとおり、繰越事業費繰越額が453万5,000円、基金繰入額5,300万円、さらに翌年度繰越額として5,291万303円にそれぞれ措置をさせていただくものでございます。

なお、繰越事業費繰越額453万5,000円につきましては、こちら去る6月の第2回定例会において御報告申し上げました内容と同一でございます。繰越明許費繰越額となっております。

次に、老人保健特別会計決算について御説明申し上げます。

A欄の予算現額38億7,380万9,000円に対しまして、B欄の歳入決算額は38億4,042万7,491円で、収入率は99.14%となりました。これを前年度の決算額と比較いたしますと、1億2,077万1,031円の減で、率にいたしますと3.05%のマイナスとなっております。

その収入の主なものといたしましては、支払基金交付金21億6,069万5,000円、国庫支出金で10億7,844万624円、それに県支出金や繰入金等であります。

一方、歳出では、C欄の歳出決算額が38億2,566万491円で、予算現額に対する執行率は98.76%で、これを前年度の決算額と比較いたしますと1億1,483万8,031円の減で、率にいたしますと2.91%のマイナスとなっております。

これにより、D欄の差引残額は1,476万7,000円となりまして、これは全額翌年度へ繰り越しをするものであります。

次に、介護保険特別会計の保険事業勘定について御説明申し上げます。

A欄の予算現額22億1,822万円に対しまして歳入の決算額は22億346万9,431円で、その収入率は99.34%となりました。これを前年度の決算額と比較いたしますと1億2,243万6,055円の増となり、5.88%の伸びとなっております。

その主な収入は、介護保険料で4億7,337万4,620円、それに国庫支出金4億6,224万8,776円や支払基金交付金、県支出金、繰入金等が主な内容となっております。

一方、歳出関係では、C欄の歳出決算額が21億3,023万1,582円で、予算現額に対しまして執行率が96.03%となっております。これも前年度の決算額と比較いたしますと、4,941万4,306円の増で、率にいたしまして2.37%の伸びとなっております。

これにより、D 欄の差引残額は 7,323 万 7,849 円となりまして、その内訳は、備考欄に記載のとおり繰越事業費繰越額が 364 万 500 円、基金繰入額として 6,959 万 7,349 円をそれぞれ措置をさせていただくものであります。

なお、繰越事業費繰越額 364 万 500 円につきましても、こちらも去る 6 月の第 2 回定例会において御報告申し上げました内容と同一でございます、繰越明許費繰越額となっているものでございます。

次に、介護保険特別会計の今回は介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

A 欄の予算現額 506 万 5,000 円に対しまして、B 欄の歳入及び C 欄の歳出決算額はいずれも同額の 434 万 7,416 円で、その収入率及び執行率はともに 85.83%となっております。

以上、五つの会計の合計が、A 欄の予算現額 295 億 3,331 万 6,850 円に対し、B 欄の歳入決算額は 286 億 6,459 万 3,149 円で、その収入率は 97.06%となっております。これを前年度の決算額と比較いたしますと、37 億 3,285 万 7,741 円の減で、率にいたしますと 11.52%のマイナスとなっております。

一方、歳出につきましては、C 欄の歳出決算額が 283 億 2,562 万 7,328 円で、予算現額に対しての執行率は 95.91%で、前年度の決算額と比較いたしますと 31 億 9,528 万 6,946 円の減で、率にいたしますと 10.14%のマイナスとなっております。

次に、資料 5 をごらんになっていただきたいと思います。96 ページをお開き願います。

こちらは公有財産総括表でございます。

この表には、土地、建物、そして物権等その他の財産について集計し、記載しております。

次の、98 ページから 101 ページ、こちらにつきましては、土地及び建物について、それぞれの使用目的の区分に応じ記載しております。

また、次の 102 ページから 110 ページまでは、物権、無体財産権、出資による権利及び物品について記載しているものであります。

そして、次の 111 ページから 114 ページにつきましては、債権及び基金について記載しているものでございます。

一番最後になります。115 ページにつきましては、土地開発基金の運用状況についての報告書を記載しております。ごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして、平成 18 年度一般会計並びに各特別会計 4 件の決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。これらの詳細につきましては、決算事項別明細書等によりまして、関係課長等が御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

次に、水道事業会計について、上水道部長の説明を求めます。

○上水道部長（鈴木建治）

それでは、同じ資料 3 の 31 ページをお開き願います。

平成 18 年度多賀城市水道事業会計決算の概要については、決算報告書に基づき御説明申し上げます。

まず、(1) の、収益的収入及び支出の方から御説明申し上げます。

収入で、第 1 款水道事業収益、予算額合計が 20 億 8,548 万 5,000 円に対しまして決算額 20 億 8,897 万 3,567 円で、予算額に比べまして 348 万 8,567 円の増額となっております。収入率が 100.17%でございます。

次に、第 1 款水道事業費用の予算額合計が 18 億 1,243 万 4,000 円に対しまして決算額 17 億 8,994 万 2,389 円になってございます。不用額が 2,249 万 1,611 円で、執行率 98.76%でございます。

次のページをお開き願います。

(2) の、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入であります。第 1 款資本的収入で、予算額合計が 2 億 841 万 4,000 円に対しまして決算額 2 億 1,059 万 4,427 円で、予算額に比べまして 218 万 427 円の増額となっております。収入率が 101.05%でございます。

次に、支出でございます。第 1 款資本的支出におきましては、予算額の合計が 5 億 4,132 万 8,000 円に対し、決算額 5 億 3,749 万 7,666 円で、不用額 383 万 334 円で、執行率 99.29%でございます。

その結果、欄外に記載されている資本的収入が資本的支出に不足する額は 3 億 3,479 万 9,166 円となりまして、その補てん財源といたしましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 851 万 5,466 円で、当年度損益勘定留保資金 2 億 5,347 万 8,424 円及び建設改良積立金 7,280 万 5,276 円で補てんいたしております。

なお、収入の欄の第 3 項にあります水資源開発負担金の決算額 789 万 5,927 円は、別途積み立てをしております。

続いて、次の 35 ページをお開き願います。

これは平成 18 年度多賀城市水道事業損益計算書でございます。

下から 3 段目でございますが、先ほど説明いたしました収益的収入及び支出の結果、当年度の純利益は 2 億 9,051 万 8,707 円となっております。これに前年度からの繰越利益剰余金 2 億 521 万 5,780 円を加えまして、当年度未処分利益剰余金 4 億 9,573 万 4,487 円となっております。

次に、37 ページをお開き願います。

このページの下、3 の、平成 18 年度多賀城市水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、ただいま申し上げました当年度未処分利益剰余金 4 億 9,573 万 4,487 円の処分計算書(案)でございまして、処分数額は、減債積立金に 2 億円、建設改良積立金に 9,000 万円、合わせまして 2 億 9,000 万円を積み立て処分いたしまして、翌年度繰越利益剰余金としては 2 億 573 万 4,487 円を繰り越するという内容のものでございます。

以上が平成 18 年度多賀城市水道事業会計決算の概要でございます。

詳細につきましては、決算関係資料により御審査の上、御承認賜りますようよろしく願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。



○議長（阿部五一）

次に、下水道事業会計について、会計管理者の説明を求めます。

○会計管理者(兼)会計課長（大友辰夫）

それでは、同じ資料の 40 ページ、41 ページ、見開きの状態でごらん願います。

平成 18 年度多賀城市下水道事業会計決算の概要につきまして、決算報告書に基づき御説明申し上げます。

まず、(1)の、収益的収入及び支出の方から御説明申し上げます。

収入で、第 1 款下水道事業収益、予算額の合計額 25 億 3,030 万円に対しまして決算額が 24 億 8,242 万 4,222 円で、予算額に比べまして 4,787 万 5,778 円の減となっております。収入率は 98.11%でございます。

次に、支出でございます。第 1 款下水道事業費用の予算額の合計額 25 億 1,879 万 7,000 円に対しまして、決算額が 24 億 6,074 万 7,554 円となっております。不用額が 5,804 万 9,446 円で、執行率は 97.70%でございます。

次のページをお開き願います。

(2)の、資本的収入及び支出でございます。

まず、収入であります。第 1 款資本的収入で、予算額の合計額 11 億 2,588 万 5,000 円に対しまして決算額が 8 億 4,988 万 9,462 円で、予算額に比べまして 2 億 7,599 万 5,538 円の減となっております。収入率は 75.49%でございます。

次に、支出でございます。第 1 款資本的支出におきましては、予算額の合計額 21 億 2,018 万 1,000 円に対しまして決算額が 17 億 9,367 万 227 円で、執行率は 84.60%でございます。なお、翌年度繰越額 2 億 9,590 万円を差し引いた額が不用額 3,061 万 773 円でございます。

その結果、欄外に記載されている資本的収入が資本的支出に不足する額は 9 億 4,378 万 765 円となりまして、その補てん財源といたしまして、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 631 万 4,285 円、当年度損益勘定留保資金 9 億 3,746 万 6,480 円で補てんいたしております。

次に、44 ページをお開き願います。

これは平成 18 年度多賀城市下水道事業損益計算書でございます。

この資料の下から 3 行目でございますが、先ほども説明いたしました収益的収入及び支出の結果、当年度の純利益 867 万 7,285 円となっております。前年度からの繰越利益剰余金がありませんので、同額が当年度末処分利益剰余金となっております。

次に、46 ページをお開き願います。

このページの下の方になります。3 の、平成 18 年度多賀城市下水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、ただいま申し上げました当年度末処分利益剰余金 867 万 7,285 円の処分計算書(案)ございまして、全額翌年度繰越利益剰余金として下水道事業特別会計へ繰り入れするという内容のものでございます。

以上が平成 18 年度多賀城市下水道事業会計決算の概要でございます。

詳細につきましては、決算関係資料により御審査の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

この際、監査委員から監査の報告を求めます。

○監査委員（高橋 弘）

平成 18 年度の各会計決算及び基金運用状況について審査をしたので、その概要を報告いたします。

市長から審査に付された一般会計、特別会計決算書及びその付属書類並びに基金運用状況報告書が、法令に基づいて調製されているか、また、水道事業会計、下水道事業会計決算書及びその付属書類は、法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうか、かつ計数は会計管理者及び関係部局の所管する諸帳簿、証ひょう書類と符合しているかを照合するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、事務事業は経済的かつ効果的に行われているか、また、基金については設置目的に沿って効率的に運用されているかなどに主眼を置き、例月出納検査及び定期監査の結果をも参考としながら、必要の都度、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施しました。

その結果、監査に付された一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計決算書及びその付属書類並びに基金運用状況報告書は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状況は適正に表示しているものと認めました。

まず、一般会計、特別会計の決算内容について見ると、決算規模は歳入で 286 億 6,459 万 3,149 円、歳出で 283 億 2,562 万 7,328 円となり、下水道事業特別会計分を除いた前年度と比較して、歳入で 2 億 4,833 万 935 円、歳出で 3 億 4,699 万 1,410 円それぞれ増加している。

また、決算収支を見ると、一般会計では、形式収支で 1 億 4,051 万 5,669 円、実質収支で 2,073 万 7,169 円の黒字、特別会計では、形式収支で 1 億 9,845 万 152 円、実質収支で 1 億 9,027 万 4,652 円の黒字となっているが、単年度収支においては、一般会計で 6,996 万 1,593 円の赤字、特別会計で 6,229 万 8,968 円の黒字、実質単年度収支においては、一般会計で 6,848 万 5,132 円の赤字、特別会計で 6,725 万 1,381 円の黒字となっている。

財政状況を普通会計において分析すると、財政力指数、経常収支比率でやや改善傾向を示しているものの、実質公債費比率、歳出総額に占める義務的経費の比率、義務的経費に充てた一般財源の一般財源総額に対する割合等、悪化傾向を示す指標が多い。総じて言えば、国による三位一体の改革の影響が大なるこの時期に、財政再建に対する当局の苦労と努力については評価するところではあるが、残念なことに財政構造の弾力性の低下に歯どめがかからず、硬直化が進んでおり、経済の変動や財政需要の増高に耐え得るだけの体質ではないと言わざるを得ません。

次に、水道事業会計について見ると、当年度は前年度に比べ年間総有収水量は増加しているが、年間総配水量は減少し、給水収益で 417 万 7,099 円の減少となっている。

また、事業収益全体では、前年度に比べ給水収益、受託工事収益、その他営業収益、他会計補助金などが減少したことにより、2,139 万 4,154 円の減となっている。

一方、事業費用においても、前年度に比べ原水及び浄水費、業務費などが増加したが、給水費、受託工事費などが減少したことにより、521万2,789円の減となっている。

その結果、当年度の純利益は2億9,051万8,707円となり、繰越利益剰余金2億521万5,780円と合わせた未処分利益剰余金は4億9,573万4,487円となっている。

したがって、現状において水道事業会計は健全な財政運営が維持されていると見受けられるが、企業債に係る支払利息の事業費用に占める割合が12.81%で依然大きく、また、水需要が停滞し、料金収入が伸び悩む中で、施設の老朽化への対応等が求められる今後においては、民間委託をさらに促進する等、経営の合理化、効率化に十分配慮し、水の安定供給、健全な企業運営に一層努力するとともに、その経営内容等の積極的な広報に努めるように望むものであります。

次に、下水道事業会計については、事業収益が24億4,266万9,521円、事業費用が24億3,399万2,236円で、当年度の純利益及び未処分利益剰余金は867万7,285円となっている。当年度は企業会計へ移行した初年度ということもあり、数値での前年度対比を行うことはできないが、企業会計になったことにより、作成された損益計算書、貸借対照表などがあるため、現在の経営状況が把握できるようになっている。

しかしながら、平成19年度では再度特別会計に移行しており、このことは継続的な比較ができないばかりでなく、事務処理の複雑化等を招くことになることから、会計方式の変更は慎重な判断に基づいて行わなければならないものと考えます。

今後は、下水道事業が担っている重要で広範な役割を果たしていくため、企業会計で得た企業的なノウハウを感覚などを生かし、事業の推進に努められるよう望みます。

以上が平成18年度決算審査結果の概要であります。

なお、詳細については、平成18年度多賀城市各会計決算及び基金運用状況審査意見書をごらん願います。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。議案第63号から議案第65号までの平成18年度多賀城市各会計決算の認定については、委員会条例第6条の規定により、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員22人を指名いたします。

---

○議長（阿部五一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日9月13日から9月20日までは休会といたします。

来る9月21日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後3時01分 散会

---

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年9月12日

議長 阿部 五一

署名議員 板橋 恵一

同 藤原 益栄